

総務文教委員会記録

○開催日時

平成28年3月11日 午前10時～午後3時55分

○開催場所

第2委員会室

○出席委員（7人）

委員長 持原秀行	委員 今塩屋裕一
副委員長 帯田裕達	委員 福元光一
委員 井上勝博	委員 徳永武次
委員 佃昌樹	

○説明のための出席者

総務部長 今吉俊郎	会計課長 今吉美智子
総務課長 田代健一	
秘書室長 鬼塚雅之	選挙管理委員会事務局長 森園一春
文書法制室長 堀ノ内孝	
財政課長 今井功司	監査事務局長
財産活用推進課長 平原一洋	公平委員会事務局長 火野坂博行
税務課長 山口秀昭	
収納課長 有村辰也	議会事務局長 田上正洋
契約検査課長 堂元清憲	議事調査課長 道場益男

○事務局職員

議事調査課長 道場益男	主幹兼議事グループ長 瀬戸口健一
-------------	------------------

○審査事件等

審査事件等	所管課
議案第16号 薩摩川内市職員の退職管理に関する条例の制定について 議案第17号 薩摩川内市行政不服審査会条例の制定について 議案第18号 薩摩川内市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	総務課
議案第70号 平成28年度薩摩川内市一般会計予算 (所管事務調査)	
議案第70号 平成28年度薩摩川内市一般会計予算 (所管事務調査)	秘書室
議案第20号 行政不服審査法等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について 議案第70号 平成28年度薩摩川内市一般会計予算 (所管事務調査)	文書法制室
議案第61号 平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算 議案第70号 平成28年度薩摩川内市一般会計予算 (所管事務調査)	財政課

議案第21号 薩摩川内市遊休公共施設等利活用促進条例の制定について 議案第70号 平成28年度薩摩川内市一般会計予算 (所管事務調査)	財産活用推進課
議案第61号 平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算 議案第70号 平成28年度薩摩川内市一般会計予算 (所管事務調査)	税 務 課 収 納 課
議案第70号 平成28年度薩摩川内市一般会計予算 (所管事務調査)	契 約 検 査 課
議案第26号 薩摩川内市報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につ いて 議案第61号 平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算 議案第70号 平成28年度薩摩川内市一般会計予算 (所管事務調査)	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局
議案第70号 平成28年度薩摩川内市一般会計予算 (所管事務調査)	会 計 課
議案第70号 平成28年度薩摩川内市一般会計予算 (所管事務調査)	公 平 委 員 会 事 務 局
議案第61号 平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算 議案第70号 平成28年度薩摩川内市一般会計予算 (所管事務調査)	監 査 事 務 局
議案第61号 平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算 議案第70号 平成28年度薩摩川内市一般会計予算 (所管事務調査)	議 事 調 査 課

△開 議

○委員長（持原秀行）ただいまから、昨日に引き続き、総務文教委員会を開会いたします。

今日は、審査日程の2ページ、総務課から審査を行います。

ここで、1名から傍聴の申し出がありますので、これを許可いたします。

なお、会議の途中で追加の申し出がある場合には、委員長において随時許可をします。

△総務課の審査

○委員長（持原秀行）それでは、総務課の審査に入ります。

△議案第16号 薩摩川内市職員の退職管理に関する条例の制定について

○委員長（持原秀行）まず、議案第16号薩摩川内市職員の退職管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

当局の補足説明を求めます。

○総務課長（田代健一）おはようございます。総務課です。

議案第16号薩摩川内市職員の退職管理に関する条例の制定について御説明いたします。

議案つづりは、その2、16—1ページからになります。別冊の議会資料で説明いたしますので、議会資料の1ページをお開きください。

まず概要でございますが、地方公務員法の改正によりまして、営利企業等に再就職した元職員に対し、離職前の職務に関して、現職職員への働きかけを禁止することから、本市職員の退職管理に関し必要な事項を定めるものでございます。

内容でございますが、まず1点目に、職位を問わず、全ての再就職者は、離職前の5年間の職務に関し、離職後2年間、職員に対する契約等事務についての働きかけが禁止されます。

次に、2ですけれども、そのうち管理職経験のある職員につきましては、さらに管理職時代の職務については、離職前5年より前のものも禁止されます。

3番目ですけれども、みずからが最終決裁権者として決定した契約や処分につきましては、離職後2年経過後も期限の定めなく働きかけは禁止されます。

4番ですけれども、職員が働きかけを受けた場

合、今度は職員のほうの側ですが、公平委員会への届け出義務がございます。

5番目です。離職前に管理職であった職員は、離職後の2年間、営利企業等に就職した場合は、離職前の任命権者に届け出義務が課されます。市長部局につきましては、市長のほうに届けるということになります。

以上のうち、（1）と（3）と（4）は、地方公務員法のほうで直接規定のほうがなされておりまして、今回条例で定めますのは、（2）と（5）に係る内容についてということになります。

2の用語ですけれども、再就職者の定義につきましては、営利企業等への再就職のみが対象となることとなります。営利企業とは、法人格を有する企業団体になりますので、コミュニティ協議会など法人格がない任意の団体や地方公共団体、市の再任用職員とか、嘱託員になる場合ですけれども、そういった場合は該当しませんが、公益法人やNPO法人などの非営利法人は、この営利企業等に含まれることとなります。該当することになります。

働きかけとは、契約等の事務が、再就職した営利企業等に有利になるような要求を依頼することを言います。例えば再就職をした企業のために、契約を有利にするような要求をしたりとか、公になってない情報を要求したりとか、あるいは行政処分等を甘くするような要求をすることなどが該当することになります。

3番目ですけれども、本制度の対象とならない場合がございます。以下に上げてある五つの行為等は禁止されません。

まず、市からの指定、登録、委託等を受けて行う業務等及び市の事務事業と密接な関係を有する業務の場合で、こちらのほうは、社会福祉協議会やまちづくり公社、土地開発公社の業務などは該当することになりません。本制度の対象になりません。

そのほか、契約に基づく権利の行使や義務の履行をする場合、法令に基づく申請、届け出、一般競争入札等による契約を締結するため必要な場合、あるいは法令又は慣行により公開されている情報を提供すること等は認められることとなります。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○委員長（持原秀行）ただいま当局の説明があ

りましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（井上勝博）これは、制定でありますから、これまでそういう懸念というか、そういうのがあったから、こういう法律が、条例が制定されると思うんですけども、例えば退職された方々が営利企業に再就職した場合ということについては、これは、例えば申し出をすると。届け出ることになってますけれども、この届け出た人たちについての氏名の公開というのはされるんですか。

○総務課長（田代健一）今、公表をするかということでございます。規定上は、管理職であった職員について届け出義務はなされます。どこの企業等に就職をしていたというところについては公表をいたしますが、就職をした職員個人の名前までは公表しないことといたしております。

○委員（井上勝博）個人の名前じゃなかったら、例えば届け出されました。誰々というわけじゃないけれども、ことしはどこのこの企業に何人、退職後就職されました、そういうのはわかるわけですか。

○総務課長（田代健一）お見込みのとおりです。その情報については公表することになります。

○委員長（持原秀行）いいですか。よろしいですか。ほかに。

○委員（佃 昌樹）再任用と、こういった営利企業との関係。これもこれに匹敵するわけ、合致するわけですか。

○総務課長（田代健一）再任用の職員、60歳定年で、薩摩川内市で引き続き再任用職員として採用された職員については、この規定は全て適用がなされないことになります。

○委員（佃 昌樹）一旦退職をして、営利企業に再就職とした場合は。

○総務課長（田代健一）本条例及び法の規定では、管理職であった者については、離職後の2年間の間に就職をすると、この届け出義務というのは適用がなされます。

さらに、働きかけの禁止につきましては、再任用期間の有無を問わず、この5年間の縛り、あるいは職務の内容による働きかけの禁止の規定は適用されますので、一旦再任用をされていて、例えば民間企業のほうに就職された方がこういった働きかけをされますと、一般の職員であれば5年間、

管理職であれば、その期間を問わず、ずっと適用が、働きかけについては禁止がされるということになります。

○委員（井上勝博）先ほど何名というのは公表されるということですが、そういう企業名も公表されるんですか。

○総務課長（田代健一）企業名は公表することになります。

○委員長（持原秀行）よろしいですか。

○委員（井上勝博）公表はさかのぼるんですか、それとも、これが施行されてからのものなんですか。

○総務課長（田代健一）本法は、ことしの4月1日から適用されますけれども、ここの離職後2年間という部分は適用がなされてきますので、平成26年度の退職者については、この届け出義務規定のほうは適用されることになりますので、以前の退職者についても適用がなされる職員が出てくる場合はございます。働きかけの規定の部分についても同様でございます。

○委員（佃 昌樹）この法律の目的、読んでみるけど、どれかなと思って、見当たらないんですが、主たる目的は何なのかということ、それから罰則規定があるのかなのか、その辺。

○総務課長（田代健一）条例のほうは法律に基づいてつくってございますので、そちらのほうの、何のためこの法規定がなされたかという分は明文化されていない部分がございますが。法律の中での趣旨、制定されたときの趣旨といたしましては、在職時の職務に関連して、一定の影響力を再就職者というのは持っておりますので、その影響力を行使することで職務の公正性、公正な執行とか、公務に対する住民の信頼を損ねるような行為が行われるおそれがあるということで規制をかけるものでございます。

それから、罰則については、法律のほうの規定に基づきまして、禁止行為を行った場合については、その行為の内容に応じまして、10万円以下の料料、あるいは不正を行うように働きかけを行った場合とかにつきましては、懲役又は50万円以下の罰金といった規定のほうも法律のほうでなされているところでございます。

○委員長（持原秀行）よろしいでしょうか。いいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（持原秀行）質疑は尽きたと認めます。

これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（持原秀行）討論はないと認めます。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（持原秀行）御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第17号 薩摩川内市行政不服審査会条例の制定について

○委員長（持原秀行）次に、議案第17号薩摩川内市行政不服審査会条例の制定についてを議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○総務課長（田代健一）続きまして、議案第17号薩摩川内市行政不服審査会条例の制定について御説明いたします。

議案つづりは、その2、17—1ページです。議会資料のほうは2ページをごらんください。

まず、制定の経緯、理由等でございますが、行政不服審査法が改正されまして、行政処分等について不服がある場合の不服の申し立て及び審査手続の大幅な見直しのほうがなされました。

本議案は、同法の規定によりまして、審査庁の諮問を受け、調査、審議、答申するための附属機関として、薩摩川内市行政不服審査会を設置しようとするものでございます。

現行制度では、ほとんどの処分は、処分庁である各主管課への異議申し立てといった形になりますけれども、改正後は、審査請求、審査庁のほうに対する請求のみに一本化されることとなります。

4月から、審査庁の業務は総務課及び文書法制室が所管いたしますが、審査庁、窓口的なもの、それから審査会の事務局業務のほうを総務課で、実質的な審理を行う審理員業務及び制度全般の法的な指導、助言等を文書法制室で所管することになります。

行政不服審査法改正の詳細は、この後、文書法制室の議案第20号審査時に改めて文書法制室のほうから説明をすることといたしております。

2の審査会の概要でございます。常設の附属機関となります。委員数は5人以内で、任期は3年、委員には守秘義務が課され、職務上知り得た秘密の漏えいに対しては罰則もございます。会長は、委員の互選により決定をいたします。会議のほうは非公開となります。

その他でございます。施行期日は平成28年4月1日。会長及び委員の報酬額は、職責上同等の情報公開・個人情報保護審査会に準じた額といたしたところでございます。

よろしくお願いたします。

○委員長（持原秀行）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（井上勝博）後で文書法制室のほうから詳しい説明をされるということなんですが、文書法制室の図面とまた違うもんですからね。違うというか、同じものなのかもしれないけれども、なかなか理解するのが難しくてですね。

それで、具体的に言うと、行政不服といった場合に、例えば税金などが高過ぎると。これを不当であるというのも行政不服ということができると思うんですが、これまでの手続上と、これからの手続上の違いを少し詳しく教えていただけませんか。

○総務課長（田代健一）ただいま税のお話が出ましたので、税で御説明させていただきますと、市民税の納付書が来まして、その税額が高いということで不服を申し立てたいという場合は、税の賦課をしているのは税務課のほうでございます。処分庁ということになる。税の賦課処分というのを行った、処分庁である税務課のほうに異議申し立てという手続で不服のほうを申し立てることになります。こちらのほうが現行の制度でございます。異議申し立てが出た場合は、処分庁のほうで、その不服申し立てのほうが妥当かどうかの判断した上で決定することになります。その不服が妥当かどうかについての判断をいたします。

今後の制度といたしましては、この処分を行った行政庁のほうで、直接その判断を行うのではなく、審査庁が審査をする。現在は上級の行政機関がするところになっておりますので、市町村の場合の処分についてはほとんど該当するものがございますけれども、今後は処分庁とは別の課のほうで審査庁として、その申し立てのほうで妥

当かどうかの判断することということになりまして、その手続というのは、審査請求、不服申し立てではなく審査請求という形になります。

ですので、不服がある場合については、これまでは、その納付書が出された税務課のほうに異議申し立てのほうを出していたのが、総務課のほうに窓口となって、その審査請求のほうを受け付けるという流れになります。

さらに、その行政庁の内部だけでその審査をするのではなく、今回御提案申し上げております行政不服審査会という中立の附属機関において、その妥当性について判断した上で、調査、決定したものを答申いたしまして、それを受けて最終的な妥当かどうかの判断するといった流れとなるのが、今回の法改正の大まかな流れとなっております。

なお、全ての行政処分等について、この行政不服審査法の今回の手続によるものではございませんで、同じ税でも固定資産については固定資産評価審査委員会の流れの従来どおりの流れになりますし、情報公開・個人情報保護に関する異議であれば、これまた同じどおり、こちらのほうの行政不服審査会ではなく、情報公開・個人情報保護審査会のほうで、その適否について検討するという流れになります。大まかには以上のような流れの変更となります。

○委員（井上勝博） 行政不服審査法の国会での議論のときには、この異議申し立ての廃止ということによって、再調査の請求ができるとしているんだけど、再調査の請求では、異議申し立てで行われた処分庁による検証や参考人の陳述や鑑定の要求や、審理員による処分庁や審理請求人への質問などが行われませんというふうになってるんですが、この異議申し立てのほうに、いわばそういう意味では、いろんな手続的なことができるんだけど、再調査の請求では、それができないというふうになってるんですが。

この条例というのは、法に基づいて条例を改正するんでしょうけれども、そういう、この条例は、薩摩川内市に対する行政不服審査だけなんですか、対象というのは。条例が適用されるのは。法律との関係、例えば国に行政不服をするという関係でいったら、全く関係ない。国や県に対する行政不服ということとは関係ないんですか。

○総務課長（田代健一） 法改正によりまして、

今おっしゃったような大もとの部分の変更はございませんで、あくまでも薩摩川内市が処分庁となって行った行政処分等に対する異議の申し立ての取り扱いのほうが変わったということでございます。

したがって、国が行いました、あるいは県が行った処分等についての不服については、これまでどおり、その実際処分を行ったところに対する審査庁のほうに不服申し立てをすることになります。

○委員（井上勝博） この行政不服で、これまで税務課で、仮にさっき税務課の例を言いましたから、高いからといって税務課に言ったのが、総務課のほうに申請する。客観的な第三者に申し立てをするかのように見えるけれども、しかし、総務課として見れば、これを税務課に聞いてみたりとか、後で何か審査委員という方が出てくるのかな、そこで審議するんでしょうけども。そのときに税務課の職員を呼んで、このことについてはどう思うのか、考えるのかということで、いわば間に入って第三者がやると。

今までは、税務課に訴えられれば、税務課のほうにこういう申し立てがありましたということで、これを見ると、審査請求ということ税務課のほうにするんだということなんですかね。そこら辺もうちょっとお願いします。

○総務課長（田代健一） お話のように、例えば、これまでは市民税についての不服があった場合について、税務課のほうに異議申し立てのほうをしますと、その処分が妥当であったかどうかについては、実際処分をした税務課内部で事実の誤認とか、法令の適用の間違いがなかったかというのを、内部の処分をした同一の組織の中で検討をして判断をするということをしてきたのがこれまでの制度になります。

それに対しまして、今回の改正によりまして変わりましたのは、受け付けをするところが総務のほうに変わるといった部分もございしますが、さらに、その処分が妥当であったかどうかについては、こちらの資料のほうの2ページの改正後の枠囲みの中に書いてございますけれども、審理員というのが書いてございしますが、この審理員という、税務課に属していないと言えよろしいでしょうか、今回の場合は。現処分に関与していない職員のほうに審理員という立場になりまして、その処分が

妥当であったかのほうを調査、検討することになります。

そういった調査をした結果を附属機関である行政不服審査会のほうに上げて、さらにその処分の妥当性について審議を行うといった構成になっておりますので、これまでの処分を下した行政機関が、そのまま自分たちで調査をするといった仕組みよりは中立性がさらに確保された制度になるというふうに認識しております。

○委員（井上勝博）文書法制室の資料の図面を見ると、訴訟というのは最後にありますよね。訴訟というのが。この訴訟ということは、結局、それでもなお不服である場合は訴訟まで至ると、そういう意味なんですか、これは。

○総務課長（田代健一）結論から申し上げますと、訴訟をすることが可能です。行政訴訟になります。そちらのほうは行政事件訴訟法の法の適用になりまして、裁判所のほうで行政処分の適否を争うということは可能です。

行政不服審査法自体が内部による処分を受けた者に対する救済措置となっておりますので、処分をした組織の内部で処分が妥当であったかどうかというのを、まずもう一度、処分を受けた者のほうから、本当に正しかったのか確認してくださいよというのを申し立てる仕組みがこちらのほうになってまいりますので、それに対して、さらに納得がいかない、不服があるという場合は、行政事件訴訟法に基づいて、その適否を争うという形になります。

○委員（井上勝博）その文書法制室の資料でいうと、今までは、異議申し立てをした後に、直接訴訟ができるかのような矢印がついてるわけですね。しかし、改正後は、審査請求というのがされて、直接訴訟というふうな矢印がなくなっちゃったんですけども、その異議申し立てをする人が、いや、もう不服だと、もう裁判に訴えてやるということについては、改正後はどうなるんですか。

○総務課長（田代健一）詳細は行政不服審査法の制度的な中身になりますので、また文書法制室のほうで御確認いただければと思いますけれども、異議申し立ての前置主義というのがこれまでございまして、異議申し立て等を行わないと、次の不服申し立て、あるいは行政訴訟に持ち込めないといったような仕組みになっている制度の分がございまして、

それについては、御指摘のように、そういった手続を踏まないと訴訟のほうに持っていくことはできませんけれども、それ以外の分については、これまでも、改正後も直接訴訟のほうに移行するというのは可能でございます。

○委員長（持原秀行）ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（持原秀行）質疑は尽きたと認めます。これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（持原秀行）討論はないと認めます。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（持原秀行）御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

△議案第18号 薩摩川内市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

○委員長（持原秀行）次に、議案第18号薩摩川内市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の補足説明を求めます。

○総務課長（田代健一）続きまして、議案第18号薩摩川内市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案つづりは、その2、18—1ページからになります。議会資料のほうは4ページをお開きください。

法改正に伴いまして、関係3条例の一部改正を行うものでございます。

まず、薩摩川内市職員の勤務時間、休暇等に関する条例では、義務教育学校、小中一貫校が新たに規定されることに伴います条文的整備。

次に、薩摩川内市職員の給与に関する条例では、これまで規則のほうで定めておりました級別の職務分類表を法の改正によりまして条例の規定とするもので、内容等についての変更はございません。

最後に、人事行政の運営等の公表に関する条例

は、法律で公表する項目が追加されましたことで、職員の人事評価、休業、退職管理の状況の項目を加えるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく願います。

○委員長（持原秀行）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑はないと認めます。これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）討論はないと認めます。これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

△議案第70号 平成28年度薩摩川内市
一般会計予算

○委員長（持原秀行）次に、審査を一時中止してありました議案第70号平成28年度薩摩川内市一般会計予算を議題といたします。

まず、部長に概要説明を求めます。

○総務部長（今吉俊郎）おはようございます。総務部内各課・室の議案並びに平成27年度予算に関します審査方、よろしく願いをいたします。

まず、総務課の概要について御説明申し上げます。

総務課では、人事、給与等に関する事項としまして、職員の採用、退職の事務を含め、さまざまな行政課題に対応するため、職員の配置調整、給与、勤務条件等に関する事務のほか、国県等関係機関へ職員を派遣するなど、各種研修を実施し、職員の資質や公務能率の向上に努めております。

また、職員の福利厚生や健康診断、健康相談など、職員の健康管理に関する事務も実施しておりますが、衛生管理者による病気休暇者への対応のほか、メンタル相談、研修、あるいは長時間時間外勤務職員の面接相談など、精神、心の健康の保持、増進にも重点を置いているところでございま

す。

以上、簡単ですが、総務課の概要です。予算の概要につきましては、課長から説明いたします。よろしく願います。

○委員長（持原秀行）それでは、当局の補足説明を求めます。

○総務課長（田代健一）それでは、平成28年度予算について説明いたします。予算調書のほうが77ページをお開きください。

事項、総務一般管理費は、一般職・特別職の給与費、職員の人材育成そのほか人事管理等に係る経費を措置するもので、事業費は25億2,780万円でございます。

経費の主な内容について御説明いたします。

育児休業等による休職職員の代替嘱託員4名、障害者雇用枠3人及び藺牟田、黒木出張所3人、計6人の行政事務嘱託員並びに特別職報酬等審議会委員のほか、新たに改正行政不服審査法の施行に伴い、行政不服審査会委員5人の報酬を計上したところでございます。

また、一般職員及び特別職の給料、職員手当等、病気休暇等による休職職員の代替臨時職員雇上げ料及び人事給与システム保守委託等を、負担金といたしましては、各種研修負担金と県からの派遣職員等の受け入れに伴います研修派遣協定等負担金等を計上したところでございます。

次に、下の段の職員厚生事業費について説明いたします。

職員厚生事業費は、職員の労働安全、衛生管理及び福利厚生等に係る経費を措置しております。事業費は1,748万9,000円で、その主な内容は、産業医、予防接種嘱託医及び精神保健相談医の報酬を初め、健康管理対策講座等の講師及びメンタル相談の臨床心理士などの謝金、職員定期健康診断委託等、また、嘱託員の公務災害補償等負担金と職員厚生会への負担金等が主な経費でございます。

次のページ、78ページをごらんください。恩給及び退職年金費は、合併前の旧町村で加入しておりました旧恩給組合恩給条例給付負担金を措置するものであります。

次に、歳入について御説明いたします。予算調書の1ページをごらんください。

総務課分は雑入のみで、予算額が3,666万6,000円です。主なものは、職員の派遣協定収

入で、県後期高齢者医療広域連合、東日本大震災被災市町村への職員派遣に伴います人件費相当額の協定収入でございます。

以上で、総務課所管の予算に関する説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（持原秀行）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑はないと認めます。ここで、本案の審査を一時中止いたします。

△所管事務調査

○委員長（持原秀行）次に、所管事務の調査に入ります。

当局から説明はございませんか。

それでは、これより所管事務全般の質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（井上勝博）職員の健康管理については、今どういう状況なのか。いろいろ休んでいらっしゃるという方もいらっしゃると思うんですけども、実態を教えてください。

○総務課長（田代健一）現在の病気休暇等の状況について御説明いたします。

本日現在で病気休暇、長期の病気休暇をとっておる職員のほうが3名ございます。内訳としては、メンタルの要因によるものが2名と身体の病気によるものが1名でございます。それから、ただいまの病気休職です。それから、30日以上病気休暇をとっておりますものが4名、内訳としては、メンタルによる要因が2名、それから身体的な要因によるものが2名でございます。

以上です。

○委員（井上勝博）職員の方のサービス残業を前、私、問題にしたことがあったんですけども、今、サービス残業みたいなものというか、要するにカードを押してからまだ仕事があるとかということ、これはあり得ないですね。民間ではよくある話だと聞いてるんですけど。

○総務課長（田代健一）職員の時間外の勤務につきましては、それぞれの職場における所属長による時間外の勤務命令をもって、時間外勤務のほうをしている実態でございます。ただ、業務が済みましてから、それぞれ職員において片づけとか、ある程度、残務の整理、机の上の整理等を行って

出るといことで、庁舎からなかなか出ない職員がいるという実態はございますので、庁舎のほうで、庁舎を出る際に退庁記録簿のほうをつけさせております。

時間外勤務命令が出ていないにもかかわらず退庁が遅い者については、月単位で所属長のほうに確認をとるようにいたしております。理由等もなく、時間外勤務命令も出ていない中で長期に残っている職員については、事情を確認した上で対応をとっているところでございます。

以上です。

○委員（井上勝博）どのぐらいそういう方が、大体でいいんですけども、そういう方がたくさんいらっしゃるんですか。

○総務課長（田代健一）月によってまちまちでございますので、大体幾らという数は申し上げられませんが、毎月一定量ございます。その分については、それが固定しないように、所属長を通じて指導しているところでございます。

以上です。

○委員（井上勝博）数名とか、また数十名とか、そういう数も言えないですか。大体ないんですか、そういうもの。

○総務課長（田代健一）長時間の時間外にわたるものについてでよろしければ説明できますけれども、大体年度単位で60名から80名ぐらいは、その指導の対象といたしますか、その記録簿上、長時間にわたるものについての確認を行った上で是正をしているところでございます。

○委員（井上勝博）仕事の量がどのぐらいあるのかということ、設定した勤務外の命令ですか、勤務外をする命令なんですかね、そういうことが、仕事の量の割には短いというようなことも考えられるのではないかなと思うんですね。その人の能力というよりも、仕事の量がそれだけあるのに、しかし、何時には帰らなきゃいけないというふうなことになっている、そういうことはないんですか。

○総務課長（田代健一）職員のそれぞれの仕事をどれだけ持っているかについては、まずグループ長のほうで把握をした上で均一化を図るようということ、指導をいたしております。また、同じように、課内あるいは部内のほうで、そういった業務の偏りがないように。当然職員については、ベテランの職員もいれば、若手の職員、それから

異動して間もない職員もいれば、その課に長く勤務してその業務に通じている職員ございますので、それについては、グループあるいは課の中で共同して仕事に当たることで、そういった業務のばらつきがないようにというような措置はとっているところでございます。

それから、どうしても御指摘のように業務が多いか、それから比較的余裕があるかというのは出てきますので、そのあたりは、年間通じまして定数管理のほう、行政改革推進課のほうで行っておりますので、そういった面も配慮しながら定数配分については措置をしているところでございます。

以上です。

○委員（井上勝博）今の60名から80名という方々は、本庁の勤務なんですかね。支所も全部含めてですか。

○総務課長（田代健一）支所も含めての全体的な数字でございます。

○委員長（持原秀行）よろしいですか。ほかにございませんか。

○委員（徳永武次）きょうで5年ちゅう、震災でなんですけど、被災地派遣が行われないと復興が進んでいないちゅうのも理解しているんですけど、これ大体めどとして、何か国のほうからとか、この派遣に関してきてるんですかね。

○総務課長（田代健一）東日本大震災に伴う被災地への職員派遣につきましては、現在、石巻市のほうと気仙沼市のほうに建築技師と、それから税務の担当の職員2名を派遣しているところでございます。これまで、当初は土木関係の職員のみを派遣しておりましたけれども、税務に関する職員も派遣しまして、もう3年たつところでございます。

見通しについてでございますが、現在のところ、国のほうもまた新たな被災地に対する取り組みのほうを発表されるようでございますし、復興については、まだまだ道半ばであるということから、最近では、被災地に職員を出していた自治体におきましても、定数等の事情によって引き上げるところもあるというふうには聞いており、まだまだ職員的には少ない現場では状況ということを聞いております。

当市といたしましては、引き続き当面の間、要請がある間は、定数の可能な範囲で協力してまいりたいと考えております。

○委員（徳永武次）ということは、こちらの考え方で、要請があれば出すちゅうことですね。そう理解していいんですね。

○総務課長（田代健一）どうしても市の本来の業務についても、定数削減の中、何とか職員の数を捻出しながら行政運営をしている状況でございますので、要請に応じて、その分だけ協力していくというのは難しいかと思えますけれども、少なくとも当面の間は現状の状態は維持して、協力していきたいというふうには考えております。

○委員（徳永武次）大変な災害だったわけですから、できるだけ、こっちは大変だと思いますけど、努力していただきたいと思えます。

○委員長（持原秀行）ほかにございませんか。

○委員（佃昌樹）超勤の時間についてお伺いしたいと思うんですが、決算の時点で、超勤で予定されている予算が執行残になっているということが余り見当たらないんですよ。その部分が余り見当たらないんで。ということは、超勤で予定されている予算は、ある程度もう使っていると、計画的に使っているというふうには理解をしますが、超勤の予算が設定されているからといって、安易な超勤というのがないのかなという懸念を持ちます。

例えば教員はないんですよ。教員は4%の、初めから測定不能な超勤の代償として4%支給はされていますけど、具体的に超勤をしたからといって、日曜出勤をしたからといってないんですね。代休があるだけです。そんな制度になっているんですが、役所の場合はそういうわけいかないので、代休というわけにもいきませんので、超勤のお金で払ってるといったようなことなんです。

管理職の中にも、そういった超勤代というのが設定をされているんだから、使わなきゃ損だと。業務との関係もあるんでしょうけれども、使わなきゃ損だと、使ったほうがいいんだと。むしろ使い切ったほうがいいんだと、そんな感覚にはなっていないのかなという、そんな思いがするんですけど、いかがですか。

○総務課長（田代健一）時間外勤務手当については、まず年度当初で、措置された予算に応じて、各課のほうに配分のほうを決定をいたします。その際に、各課から要求がある分について満額措置のほうはできませんので、その範囲内で各課で業務計画を立てていただくこととなります。

ただ、災害、それから急な業務の中で、どうしてもその配分のほうを年度の終わる前のほうに執行が済んでしまうかというのが出てきておりますので、そこについては、総務課のほうである程度予備の分ということで持っております分を再度配分するといったような取り扱いをとっております。

委員が御指摘になった時間外については、執行率が高いという分につきましては、各課におきまして配分された予算の範囲内で時間外が、業務のほうを終了するよう、時間外も含めた計画の中で事業のほうに当たらせている結果だというふうに考えておりますので、時間外がある分、丸々職員を時間外命令を出しているといった実態はないというふうに考えております。

また、土日の出勤につきましては、極力半日単位あるいは1日単位での振りかえを使用するようといった指導のほうもしているところでございます。

以上です。

○委員(佃 昌樹)ということになると、おのずとサービス残業というのではないはずよね。今の説明ではね。そういうことになるわいな。

○総務課長(田代健一) サービス残業というのは、勤務がある中で時間外勤務命令を出さない中で、対価を出さずに仕事の方をさせるというふうな状態ということで理解しますと、各課において予算の範囲以内でしか時間外勤務命令のほうが出せませんので、その時間外勤務命令のほうを出した中で業務にあたっているというふうに理解しております。

○委員(佃 昌樹) よくわからんやったな。もう1回説明。

○総務課長(田代健一) 業務の量としては必要な業務のほうというのがございますので、その業務を時間内で済ませます。時間内で済まない分については時間外勤務命令を出して業務のほうをさせるというので、その範囲以内において仕事をする分については時間外サービス残業のほうは発生していないという認識でございます。

○委員長(持原秀行) 佃委員が言われるのは、その予算が各課にあつて、それを使い切った場合に、それでもそういうことは発生しないのかというのも含まれた質問だと思うんですが、そこあたりいかがですか。

○総務課長(田代健一) 申しわけございません。

各課において配当された時間外の予算の枠を超えて業務が発生した分については、主管課長のほうから総務課のほうに追加配当の要求のほうがございます。その追加配当の要求の内容を総務課のほうで真に必要な急を要する事業であるか、それにあたる、さらに必要な時間数であるかというのを判断した上で追加配当を行っております。

○委員(佃 昌樹) ということは、時間外の手当の裏づけが必ずなされた超勤であるということにしかならないと、今の説明ではそうなりますね。したがって、サービス残業はあり得ないと。全部超勤の対象として、対価の対象としての超勤であつてサービス残業は一切ありませんと、こういうことで理解していいですか。

○総務課長(田代健一) 再度サービス残業の定義になりますけれども、5時15分までが正規の勤務時間でございます。5時15分以降に庁舎内に残っている職員が全てサービス残業になるというのであれば、サービス残業に該当する職員はいることにはなりますが、市といたしましては、総務課といたしましては、超過勤務命令必要な業務があるものに対して適正な時間外勤務命令を出して行っている分以外については、庁舎にいる理由が別にあるというふうに認識しておりますので、そういった別の理由の職員については早期に退庁するようにという指導を行っているということでございます。

○委員(佃 昌樹) 明快な回答はないけど、サービス残業はあり得ない。自由に残っている職員もいるかもしれないけど、それは別の用事で残っているんであつて、実際に命令をした人たちはちゃんと対価を払っているんだと。そういうことよね。何とかわかりそうな気がする。

○委員長(持原秀行) やっぱ5時15分という勤務時間があつて、後片づけとかして5時半ぐらいをめどに皆さんお帰りになられるということでしょうが、だらだらと残っているというのは非常によくありません。外部から見てもいつまでも電気がついているということに対して、何なのかという疑問に思う市民もいると思いますので、そこあたりをもう少し各課所長に指導をしていただいて、職員の皆さんにも周知していただければというふうに思います。

ほかにございませんか。

○委員(福元光一) 部長にお伺いいたします。

この議案第16号で退職管理に関する条例の制定の中で、ずっとお話を聞いておったんですが。やはりその中で営利を目的としている企業に就職するということはさほど気にもしないんですけど、やはり職員にもう1回再任という言葉もあつたんですけど、委員からの質問もあつたんですけど、やはりこれだけ薩摩川内市も人口が減っていく、その減をとめるためにはやはり若い人たちがこの薩摩川内市に残って就職をするというのも一つの考え方だと思うんですが、やはり職員は退職した後ではもう一回ここに再任しないと。

よほど例えば去年の国民文化祭があつたときに、それなりのマニュアルを持った人がどうしても必要だというときはやむを得ないけど、やはり突出し式にして今残っている職員が上について下に新しい人を、若い人を採用すると、そういう考え方でないと高校もしくは大学を卒業して優秀な人材が、薩摩川内市では就職先はあるけど、その人の才能に応じた収入を得られるような職場がないと。そういうことで、薩摩川内市を離れていくということも考えられますから、やはりこういう条例をつくるんだつたら、もう一步踏み込んでとか、手前で協議をして、とにかく再任というのを少しでも少なくするような考えはないのか、お伺いいたします。

○総務部長（今吉俊郎） 議案第16号とそれから職員の再任用制度とはもう全く別です。16号は民間企業に仮に私が退職後行ったときに制限を受けるということで、いわゆる市役所の業務に影響を及ぼさない、あるいは公正な公務を行えるようにという意味で、その16号があるわけで。

委員御質問の再任用制度は、またこれとは全く別の話でございまして、私どもの地方公務員におきましては、今現在、過去2年ですが、去年の退職、おととの退職からですけれども、年金制度の改正によりまして、将来65歳にならないと年金がもらえない制度ですけれども。これが2年に1年ずつ、私の場合は2年間年金が支給されない無年金の期間があるということで、再任用制度をもちまして2年間市役所に残ることができる制度を設けております。

全員が残るというわけではなくて、42名退職しますけれども、その約半分はまた引き続き家庭を求めて働きたい。経験を生かしてお役に立ちたいという思いである制度であります。それと、

新規採用職員もことし、去年だんだんたくさんとるようにしておりますので、その再任用職員を全て外して新規採用職員というのも議員の御意見としてわかりますけれども、私たち年金が出ない人たちの働き口というの考えれば、この制度は私としてはありがたい制度というふうに考えております。

以上です。

○委員（福元光一） この議案第16号とは全く別物ですよ。この議案第16号を話をしているときに、この再任という言葉も出ましたと。この議員の中から再任の人たちもこれに適用するのかという、そのときにそういう言葉も出ましたから聞きましたけど、やはり2年間残る制度、年金をもらえないからっていうんだつたら、私が言いたいところはもう1回言いますけど、高校を卒業したり大学を卒業して本当はこっちに就職したいと、親元に就職したいということなんですけど、この薩摩川内市で民間企業で大学を卒業してそれなりの才能に合うような給料をくれる企業がないと。だから、どうしても県外に出ていってしまうから、この人口減をとめるためにはどうしたらいいかって考えたら、やはりそういう才能の人たちはここで採用、市で採用するという枠を広げたら一人でも地元に残るはずなんですよ。そこを言いたいんですよ。

だから、年金がないからかわいそうだからというんだつたら、民間企業に勤めたらいいですよ。厚生年金をかけたらいいいですよ、また。百姓をしたら国民年金ですよ。だから、百姓ではもちろん生活ができないからある程度の年金がもらえるまで民間企業に勤めたらいいんです。そこを言いたいんですよ。若い人たちがここに勤められるような考えを持っていただきたいと。数年前からもいいますけど、そういう考えを、今というんではなくて、これからそういう考えを協議をしていただくような考えはないのかお伺いします。

○委員長（持原秀行） 定数管理とあわせて、そして再任用の定数に関する考え方、それと交付金での1,100名をめどにということから、1,000名程度ということになっておりますから、そういうところの職員採用の実態もあわせて回答ください。

○総務課長（田代健一） 委員御指摘の若手の働く場というのについては、私どものほうもこれま

で考慮をしてきておりまして、職員組合の理解も得ながら、本来再任用制度につきましては年金制度改革があつて時点から始まっておりまして、65歳まで職員が定年後に再任用ができる制度でございます。しかしながら、再任用制度で職員が残ることによりまして、御指摘のございましたような新規の採用職員をさらに絞らないといけないというような状態が発生することから、再任用制度についてはこれまで運用を本市は行ってこなかったところがございます。しかしながら、部長からございましてように年金制度改革の中で、基礎年金だけでなく、職域の年金まで一昨年から支給が随時延長されることになりまして、全く無年金期間、無収入期間というのが今年度までで1年、61歳まで、来年からは62歳まで2年間、長い方で無収入の期間が発生するといった状態が発生してきております。

これは、公務員だけでなく民間も含めて全ての年金、一部の警察と特別な勤務に従事するものを除いて全ての雇用されているものがそういった状態になるということで、国のほうからの指導でこの無年金期間、収入が全くなくなる機関については再任用あるいは定年延長、その他措置によって、何らかのとにかく収入ができるような雇用の場を確保しなさいといった指導がなされてきております。本市におきましてもその部分につきましては、再任用といった形でそういった無収入期間を補填するといったことで、再任用制度のほうを導入してきております。

したがいまして、法とかそれに伴う運用による最低限の範囲以内で、再任用のほうは運用しているということを御理解いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○委員（福元光一） 根本的に、人口減を少しでもとめようという考えのもと協議をしていかないと、国の指導が無年金だから、そこから持ってくるとどうしても再任は妨げられないということに結末としてはなっていくから、それではなくて人口減をどうしようかという考えからいったときに、やはり私が今そういう方向性にいけないかと。全くいけないとなったら、少子高齢化、人口が減になって、それをうたう資格は私はないと思います。市長みずからが。

市長みずからがやはりここで、こういうみんなで協議をして何年か後にはそういう気運にしまし

ようという考えはないのかという、そういうことを聞きたいわけです。

○総務課長（田代健一） 市の雇用関係でいきますと、そういった形でできるだけ再任用といった、いわゆる高年齢の職員の数については絞り込む中で、限られた定数の中で最大限新採用、若い職員を確保していこうといった流れにはなっておりますので、今後もそういった委員が御指摘のような考え方を受けながら、職員採用についてはあつていきたいというふうと考えております。

○委員（福元光一） よろしくお願ひします。

○委員長（持原秀行） ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（持原秀行） 質疑は尽きたと認めます。

以上で、総務課を終わります。御苦労さまでした。

△秘書室の審査

○委員長（持原秀行） 次に、秘書室の審査に入ります。

△議案第70号 平成28年度薩摩川内市一般会計予算

○委員長（持原秀行） それでは、診査を一時中止してありました議案第70号平成28年度薩摩川内市一般会計予算を議題といたします。

まず、部長に概要説明を求めます。

○総務部長（今吉俊郎） 秘書室の概要を説明させていただきます。

秘書室は、市長・副市長の秘書業務をはじめ、市長会など加入団体によります国等への陳情、要望活動あるいは国会議員等との連絡調整、それと市民表彰式、叙勲報奨、受章記念祝賀会などの開催、栄典に関する事務などを行っているところです。市政運営にかかわります対外的・基本的な業務をとり行っております。

秘書室では、渉外業務を中心に市長等が市政のかじ取り、政策判断に専念集中できるような環境づくりに積極的に努めてまいりたいと考えているところです。

以上が、秘書室の概要であります。

予算の概要は室長から説明させます。よろしくお願いいたします。

○委員長（持原秀行） それでは、当局の補足説明を求めます。

○秘書室長（鬼塚雅之）秘書室でございます。よろしくお願いたします。

それでは、議案第70号平成28年度薩摩川内市一般会計予算のうち、秘書室に係る予算内容について説明いたします。

予算調書の79ページをお開きください。

まず、2款1項2目、事項、秘書管理費は、秘書、渉外など、秘書業務全般に要する経費であり、事業費は1,420万2,000円であります。

その内容について説明申し上げますので、右側の経費の主な内容欄をごらんください。

主な経費は行政事務嘱託員（Ⅳ種）、一人、活動に要する普通旅費500万円、交際費208万円、市長車借上など169万3,000円、全国市長会など3団体の負担金100万9,000円、平和首長会議メンバーシップ負担金2,000円、出席負担金31万2,000円であります。

また、同じく2款1項2目の事項、市民表彰費は市民表彰に要する経費であり、事業費は76万2,000円あります。

以上で、秘書室に係る予算の説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（持原秀行）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員（徳永武次）教えてください。

行政事務嘱託員のⅣ種というのは何ですか。

○秘書室長（鬼塚雅之）行政事務嘱託員を業務区分に応じてⅠ種、Ⅱ種、Ⅲ種、Ⅳ種というふうに分けているんですが、具体的には秘書業務とか、とりされる嘱託員をⅣ種というふうに位置づけられておまして、知識副市長のところに在籍しておる堂前職員を指すものであります。業務区分に応じて区分わけをしております。

以上です。

○委員長（持原秀行）その区分に対しての内容には触れられないんですか。

○総務部長（今吉俊郎）嘱託員の業務区分につきましては、以前はもう具体的に個別の事業名、あるいは事務名称の嘱託員の名称を使っておりましたけれども、それを業務区分といいますか、いわゆる加えて嘱託員報酬区分も整理しながら、Ⅰ種、Ⅱ種、Ⅲ種、Ⅳ種というふうに分類した結果で、個別具体的にはちょっと今総務課がおりませんと説明できませんけれども、その個別で呼んで

た名称からもう区分ごとに呼ぶように、たしか2年前の変更したところですよ。

以上です。

○委員長（持原秀行）いいですか。私は疑問がありますが、ほかにありませんか。

○委員（井上勝博）知識副市長だけということなんですか。向原さんもいらっしゃるわけですが、そこは必要性がないからということなんですかね。その知識副市長のところに、行政事務職員がいるということの何か特別に仕事が必要だということなんですかね。

○秘書室長（鬼塚雅之）先ほど例を具体的にわかりやすいように説明したものでありまして、知識副市長のためだけの秘書嘱託員というわけではございません。秘書室の定数の中での嘱託員を採用しているもので、秘書室にかかる全般を業務を行っていただいております。

○委員（井上勝博）平和首長会議のメンバーシップ納付金と出席負担金というのがあるんですが、これは出席負担金というのは、この平和首長会議の出席負担金と理解していいんですか。

○秘書室長（鬼塚雅之）いえ、そうではございませんで、出席負担金はそれぞれの会議に出席するときの必要な負担金でございます。それと、平和首長会議メンバーシップ負担金はこの会に必要な、所属することに必要な負担金2,000円でございます。

以上です。

○委員（福元光一）この市長車借上等は27年度もあつたと思いますけど、この内訳を少し教えて、内訳というか、どういう形なのか教えていただけませんか。

○秘書室長（鬼塚雅之）一番金額が大きいものが市長車のリース代、借上料ですが、これは5年分、5年間リースをしております。1年間のリース料というのが86万円ほど、年間払うのが。そのほかの経費としましてはタクシーの借上代とか、それから有料道路の通行料だとか、そういったものをこの部分の……。

〔「169万3,000円」と呼ぶ者あり〕

○秘書室長（鬼塚雅之）そうです。169万3,000円の中に含まれております。

以上です。

○委員（福元光一）副市長車はどうなっているんですか。

○秘書室長（鬼塚雅之）副市長車も昨年度借り上げ、リースという形で契約をしておりますが、この副市長車につきましては、副市長車専用というわけではございませんで、庁内で全体で使える車ということで、財産活用推進課のほうで公用車の扱い、全体の公用車の扱いとしてリース契約を結んでおります。

以上です。

○委員（福元光一）そしたら、この市長車借り上げ5年間ということなんですけど、今何年目であって、今度はまた期限が5年きたときには、また数社リースを契約を、書類を取り寄せてされるのか。そこをお伺いいたします。

○秘書室長（鬼塚雅之）現在の市長車につきましては、30年の6月で契約期間が満了いたします。そのとき、また再度先ほど福元委員言われたように手続を行いまして、新たなリースもしくは購入という形をとるつもりでございます。

以上です。

○委員（福元光一）わかりました。

○委員長（持原秀行）よろしいですか。

○委員（福元光一）はい。

○委員長（持原秀行）では、質疑は尽きたと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（持原秀行）次に、所管事務調査に入ります。

当局から説明はございませんか。

○秘書室長（鬼塚雅之）特にございません。

○委員長（持原秀行）それでは、これより所管事務全般の質疑に入ります。

御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（持原秀行）質疑はないと認めます。

以上で、秘書室を終わります。御苦労さまでした。

△文書法制室の審査

○委員長（持原秀行）次に、文書法制室の審査に入ります。

△議案第20号 薩摩川内市行政不服審査等の施行に伴う関係条例の整備に関する条

例の制定について

○委員長（持原秀行）それでは、議案第20号 薩摩川内市行政不服審査等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

当局の補足説明を求めます。

○文書法制室長（堀ノ内孝）文書法制室です。よろしくお願いいたします。

議案つづりは、議案その2になります。20の1ページをお開きください。

議案第20号行政不服審査法等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてであります。条例の概要につきまして、資料に基づいて説明いたしますので、その部分の議会資料の7ページをお開きください。

まず、1の改正の経緯、理由等でございますけれども、不服申し立て制度における公平性・利便性の向上等の観点から、行政不服審査法等が平成26年6月13日公布され、本年4月1日から施行されることとなりました。同法において、審査請求及び異議申し立てが審査請求に一元化されること、60日とされていた審査や請求期間が3月に延長されること等に伴い、関係条例について法律に準じて所要の規定の整備を図るものでございます。

なお、このたびの法改正による不服申し立て構造の見直しについてのイメージ図を載せてありますので、御参照いただきたいと思います。

次に、2の改正の概要ですけれども、記載してあります（1）から（10）までの10個の関係条例を条立てでそれぞれ一部改正するものでございます。

まず（1）の薩摩川内市情報公開条例の一部改正でございますが、その内容は開示決定等又は開示請求に係る不作為に関する審査請求については、審理員の指名は行わないと規定するほか、法の施行に伴う条文中の文言整理等を行うものでございます。文言整理とは条文中の不服申し立てですとか、異議申し立てという言葉審査請求という言葉に変えるようなものでございます。

次に、（2）の薩摩川内市情報公開個人情報保護審査会条例の一部改正でございますが、審査会に提出された資料等の写しの審査請求人等への送付に係る規定等を設けるほか、法の施行に伴う条文中の文言整理等を行うものでございます。なお、

総務課のところでも若干ございましたけれども、情報公開個人情報に関係します不服につきましては、これまでどおり情報公開個人情報保護審査会で審査がなされることとなります。

次に、(3)の薩摩川内市固定資産評価審査委員会条例の一部改正でございますが、審査申出書及び決定書の記載事項の整理等を行うほか、法の施行に伴う条文中の文言整理等を行うものでございます。なお、固定資産の評価額に対する不服につきましては、これまで同様固定資産評価審査委員会で審査を行うこととなります。

次に、(4)の薩摩川内市職員の給与に関する条例の一部改正と、(5)の薩摩川内市税条例の一部改正は、ともに法の施行に伴う条文中の文言整理を行うものでございます。

次に、(6)の薩摩川内市手数料条例の一部改正は、審査庁の提出された資料等の写しの交付等に係る定数量の規定及び当該手数料の減免既定を設けるものでございます。

次に、(7)の薩摩川内市土地改良事業分担金等徴収条例の一部改正と、(8)の薩摩川内市県費単独補助治山事業に係る分担金徴収条例の一部改正は、ともに法の施行に伴い規定を整理するものでございます。

次に、(9)の薩摩川内市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正は、法の施行に伴う条文中の文言整理を行うものでございます。

最後に、(10)は、薩摩川内市個人情報保護条例の一部改正でございますけれども、開示決定と訂正決定と、もしくは利用停止決定と又は開示請求、訂正請求もしくは利用停止請求に不作為に係る審査請求につきましては、審理員の指名は行わないと規定するほか、法の施行に伴う条文中の文言整理等を行うものでございます。

最後に、3のその他でありますけれども、本条例の施行期日は法の施行日と同じく本年4月1日とするものでございます。なお、今回いろいろと一部改正がございまして、わかりづらい面もございますけれども、市民の皆さまに対しましては、不服申し立てができる処分等を行う際に、いつまでに誰に対して不服の申し立てができるというものを、文書でお知らせすることになっております。また、訴訟につきましてもいつまでに誰に対して訴訟を起こすことができるということをお知らせして通知するようになっておりますので、遺漏のない

よう行ってまいります。

以上で説明を終わります。よろしく御審査くださいますようお願いいたします。

○委員長（持原秀行）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員（井上勝博）(1)と(10)の中で、不作為にかかわる審査請求というのは、情報開示してくれと言ったんだけどなかなかしてくれないということに対する審査請求と理解していいですか。その際に、審理員の指名を行わないということの意味がよくわからないんですが。

○文書法制室長（堀内内孝）先ほど中を申しましたけれども、4月からは通常の不服に対しましては、審理員による審理と行政不服審査会による審理が行われるわけでございますけれども、情報公開個人情報関係の不服に対しましては、今もう既に情報公開個人情報保護審査会という組織がございますので、そちらのほうで重複してすることがないように専門のそちらのほうで審査をしていただくということでございます。

○委員（井上勝博）あと、この図面なんですけど、現行と改正後と比べると異議申し立てがなくなって再審査請求に変わっていると、この異議申し立ての場合はその後すぐ6カ月以内に訴訟という形で矢印がついているんですけど、一方で再審査の請求については訴訟に矢印がいないんですよ。これは、どういう違いが出てくるんですか。

○文書法制室長（堀内内孝）まず、再調査の請求ということでございますけれども、審査請求が大きな制度としてなってくるわけですけども、再調査の請求というのは法律に規定があるときだけできるということにされておまして、国税ですとか、関税ですとか、とん税ですとかそういったもののみのできるようなことになっておまして、地方公共団体には特に関係ない部分でございます。

○委員（井上勝博）再審査の請求というのは地方公団ではこういうことはないだろうということですけども、この異議申し立てから訴訟にたい矢印が6カ月以内ということであるんですけど、納得できないという人が訴訟まで持ち込むということができて理解するのかなど。先ほどは、そうじゃないですよっていうどっちもできるんですよというお話だったんですけども、図面を見

る限りはそういうふうに見えるわけですよ。要するに、この異議申し立てとというか、不服申し立てをしたんだけど、どうも納得いかんと。訴訟までいきますよということについては、これからどうなるんですか。

○文書法制室長（堀ノ内孝） この図面が一部分をクローズアップされたような総務省の資料になっておりまして、わかりづらい点もあったかなと思っておりますけれども、先ほどお話が出ましたとおり不服がある場合は訴訟をするか、今後の場合、審査請求になりますけれども、どちらかをするかというのは本人様の自由選択が原則でございます。そして、税金の関係につきましては市税の関係につきましては、固定資産その他の税につきましても、1回審査請求をして、その結果を受けてからでなければ訴訟ができないという形になっておりまして、いろいろな制度で違いがございます。ただ、原則としましてはどちらでもできるというのが、原則とされているところでございます。

○委員（井上勝博） この異議申し立てというのは、私が参考にした文献では今回異議申し立てに変わって再調査の請求ができるとしていますが、再調査の請求では異議申し立てで行われた処分庁による検証、参考人の陳述、鑑定の要求、審理員による処分庁や審理請求人への質問などは行われませんでしたって書いてあるんですが、異議申し立てできたことが今回はできないというのも出てくるという理解でとというか、そういうことなのですか。

○文書法制室長（堀ノ内孝） 制度上は拡充されるという位置づけでございまして、異議申し立ては実際処分をしたところに対して不服を申し立てですという制度でございまして、今後は総務課になりますけれども、総務課のほうに不服を申し立てられて、その中で審理員という関係しなかった職員が指名されて、まず審理を行います。その審理が終わりましたら審理員意見書というものを行政不服審査会のほうにかけまして、そこで第三者の有識者の方々に審査をしていただくという形になっておりまして、審理員の審査と審査会の審査の段階で処分をした、もともとの処分の処分庁に対していろいろの聞き取りとか、いろいろな調査をしますので、制度としては拡充されるというふうに理解しております。

○委員長（持原秀行） ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（持原秀行） 質疑は尽きたと認めます。これより討論、採決を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（持原秀行） 討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（持原秀行） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

△議案第70号 平成28年度薩摩川内市
一般会計予算

○委員長（持原秀行） 次に、審査を一時中止してありました議案第70号平成28年度薩摩川内市一般会計予算を議題といたします。

まず、部長に概要説明を求めます。

○総務部長（今吉俊郎） 文書法制室では、浄書、印刷、送達などに関する事務をはじめとしまして、議案、規則等の審査など、議会・法制等に関する事務や情報公開、個人情報保護に関する事務を担当しております。

また、固定資産課税の価格にかかわります不服審査を行う固定資産評価審査委員会に関する事務も、文書法制室で所管しております。

今後とも公文書の適正監理及び情報公開、個人情報保護制度の一層の周知と厳正な運営を図るとともに、職員の法制執務能力の強化、各種事務事業の円滑な推進に努めてまいりたいと考えております。

以上が概要です。予算につきましては、室長から説明させます。よろしく願いいたします。

○委員長（持原秀行） 引き続き、当局の補足説明を求めます。

○文書法制室長（堀ノ内孝） それでは、予算調書の80ページをお開きください。

2款1項2目文書行政一般事務費でございまして。文書の送達、浄書、印刷、例規類集、電子複写機等OA機器の管理に係るもので、事業費は9,662万7,000円でございまして。右の欄、経費の主な内容について御説明いたします。

まず人件費では、固定資産税の価格に関する不服を審査決定する固定資産評価審査委員会委員

3名及び文書管理業務に携わる行政事務嘱託員（IV種）、1名分を計上いたしております。

次の電子複写機等の需用費は、本庁及び各支所のコピー機、印刷機等OA機器で使用いたします紙、インク、トナー、コピーカウンター料など消耗品に係る経費、また郵便料等は切手代、後納郵便料、本庁・支所間の文書使送等、文書の送達に係る経費でございます。

電子複写機等賃借料については、コピー機、印刷機などのOA機器23台分の賃借料でございます。

続きまして、下の表。

2款1項2目情報公開事務費でございます。事項内容は、情報公開に係る経費を計上するもので、事業費は388万6,000円であります。

本事項では、情報公開及び個人情報保護条例による諮問に応じ、不服申し立て等について調査審議する情報公開個人情報保護審査会委員5名に係る人件費を計上しております。

次に、2行目の情報公開・文書整理保存等需用費は、文書の整理保存用のファイル、文書箱等の購入経費、また廃棄文書出張裁断業務委託につきましても、保存年限を経過した公文書を廃棄する際に、個人情報など機密性の高い文書が含まれているため、その裁断処分に要する経費を計上しております。

次に、歳入でございますが、予算調書2ページをお開きください。

14款2項1目手数料のうち、情報公開開示請求手数料は、商業目的の開示請求に係る手数料で、1件当たり1,000円となっております。

次に、21款5項4目雑入は、それぞれコピー代の実費収入金で前年度実績等を勘案の上、見込みにより計上いたしましたものです。

以上で説明を終わります。よろしく御審査くださいますようお願いいたします。

○委員長（持原秀行）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（持原秀行）次に、所管事務調査に入

ります。

当局から説明はありますか。

○文書法制室長（堀ノ内孝）特にございません。

○委員長（持原秀行）これより所管事務全般の質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（井上勝博）ちょっとお聞きしたいのは、コミュニティ協議会とかが例えば財産を持つ。樋脇の問題なんですけども、二区公民館とか、そういうのが譲渡されて登記を変えなきゃいけないということになってきて、財産を持つということになると、地縁団体にしなくちゃいけないということになって、規約を直さなきゃいけないということになってるんです。しかし、この規約が非常にわかりづらくて、この規約を定める上で、いろいろ議論がされるんですけども、地縁団体への指導されてるから、規約の内容については文書法制室がやってるんじゃないんですか。いろいろ。やってないんですか。

○文書法制室長（堀ノ内孝）告示ということで、合議は回ってきますけれども、それだけのことでありまして、審査とかはしていないところであります。

○委員長（持原秀行）質疑はないと認めます。

以上で文書法制室を終わります。

△財政課の審査

○委員長（持原秀行）次に、財政課の審査に入ります。

△議案第61号 平成27年薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（持原秀行）それでは、審査を一時中止してありました議案第61号平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題といたします。

当局の補足説明を求めます。

○財政課長（今井功司）それでは、財政課関係の補正予算につきまして、歳出から御説明いたします。第8回補正予算書を御準備いただきたいと思います。ページは42ページでございます。

12款1項公債費1目元金であります。歳出予算での補正はありませんが、説明欄をごらんいただきたいと思います。今回の補正で、住宅管理に係る経費の増額調整が行われたことによりまして、公債費に充当いたします住宅使用料の額に変動が生じたため、財源調整となったものでございます。

続きまして、8ページをごらんいただきたいと思
います。歳入でございます。

19款1項1目財政調整交付金繰入金は、今回
の補正予算の職員給与費や特別会計への繰出金等
の増額に対応するため増額しております。なお、
今回の補正後の同基金の本年度末残高は114億
5,327万5,000円となる見込みでございま
す。

以上で、財政課所管の補正予算の概要説明を終
わります。よろしく御審査賜りますよう、お願い
申し上げます。

○委員長（持原秀行）ただいま当局の説明があ
りましたが、これより質疑に入ります。御質疑願
います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止いたします。

△議案第70号 平成28年薩摩川内市一
般会計予算

○委員長（持原秀行）次に審査を一時中止して
ありました議案第70号平成28年薩摩川内市一
般会計予算を議題といたします。

まず、部長に概要説明を求めます。

○総務部長（今吉俊郎）財政課の所管につつま
す事務につきましては、財政計画の策定、予算の
編成及び執行、統制、決算及び財政事情の公表の
ほか、バランスシートと財務書類の調整などであ
ります。

平成28年度予算につきましては、人口減少、
少子高齢化といった本市が直面します構造的な重
要課題に対応する施策横断的な連携を推進するた
めに、総合戦略に掲げる事業について、優先的に
予算を確保するとともに、事業のさらなる選択と
集中を図るべく、編成したところでございます。

以上、財政課の概要です。

提案しております予算の概要につきましては、
課長に説明させますので、よろしくお願いたし
ます。

○委員長（持原秀行）引き続き、当局の補足説
明を求めます。

○財政課長（今井功司）それでは、平成28年
度の財政課所管の予算につきまして御説明いたし
ます。予算書を御準備いただきたいと思いま
す。ページ数、81ページでございます。歳出から説

明いたします。

2款1項3目財政管理費542万円は、財務事
務に係る経費でございます。経費の主なものにつ
きましては、予算書、決算書の印刷製本費、統合
内部システム保守業務委託などとなっております。
次に、2款1項5目財産一般管理費2億
5,602万1,000円は、財政調整基金、減債
基金の基金積み立てに係る経費で、経費の主な内
容は、財政調整基金積立金等であります。

なお、各基金の平成28年度末残高見込みにつ
きましては、当初予算概要の14ページにお示し
しておりますので、後ほど御参照くださいますよ
うお願い申し上げます。

1枚めくっていただき、82ページでございま
す。

上段の12款1項1目長期債償還元金63億
8,038万3,000円及び下段の同2目長期債
償還利子4億3,550万6,000円は公債費で
あり、これまで借入れをいたしました起債の償
還金でございます。

なお、元金が4億1,019万3,000円の減、
利子が1億1,488万5,000円の減となつて
おります。元金及び利子の合計で5億を超える減
額となっておりますのは、平成17年度及び
18年度に借入れをいたしました合併特例事業
債及び過疎対策事業債や減税補填債の償還が
27年度で終了することによるもので、この多額
減額となったものでございます。

83ページでございます。上段の12款1項
2目一時借入金利子20万円は、歳入歳出の予算
執行に際し、現金が不足した場合に規定に基づき
ます資金を一時的に借り入れた場合の利払い金で
あります。

なお、条文第5条におきまして、一時借入金に
ついて50億円の限度額を設定しておりますが、
金利の状況を見ながら、基金の繰りかえ運用で対
処していくことも想定しているところでございま
す。

また、下段の14款1項1目予備費は、災害復
旧など、不測の緊急の事態時に備えた経費として
5,000万円を措置するものであります。

以上が、財政課の所管の歳出でございます。

引き続き、歳入について御説明いたしますので、
同調書の3ページでございます。

2款1項1目地方揮発油譲与税から8款1項

1目自動車取得税交付金までは、平成27年度の交付実績見込み及び地方財政計画などを踏まえ、それぞれごらんの額を計上してるところでございます。特に、6款1項1目の地方消費税交付金は、平成27年度から平成26年4月1日の消費税率引き上げ影響分が1年を通しまして収入された収入実績見込みから、対前年度に比べまして6億円増額計上してるところでございます。

次に、10款1項1目地方特例交付金では、個人住民税における住宅借入金と特別税額控除の実施に伴います減収補填のための交付金であり、地方財政計画を踏まえ、措置してるところでございます。

11款1項1目地方交付税は、前年度より8億円少ない155億円を措置しております。このうち、普通交付税につきましては、平成27年度の交付実績及び、地方財政計画の状況に加え、平成28年度は段階的に縮減される5年間の2年目の年度であり、合併算定がえと一般算定がえとの差額の3割が削減されること、及び算入される公債費が減額となること。また、地方消費税交付金や市税が増額となる見込みによります基準財政収入額が増となることを踏まえまして、計上したところでございます。また、特別交付税につきましては、前年度と同額の17億円を計上しております。

17款1項2目財産運用収入の利子及び配当金は、財政調整基金及び減債基金の預金運用利子収入であり、平成27年度末残高見込みに応じ、0.05%で利子を見込んでるところでございます。

19款1項1目基金繰入金は、財源対策といたしまして、財政調整基金を繰り入れたものがございます。

20款1項1目繰越金は、前年度からの純繰越金であり、これまでの発生状況を考慮し、前年度と同額の10億円を計上しております。

次に、22款負債は、3ページの最終行の総務債から、1枚めくっていただき、4ページ及び5ページの中段にかけそれぞれ関連する事業等の財源として計上するものであります。

なお、5ページの1項13目臨時財政対策債は、地方交付税の財源不足のうち、地方負担分につきまして、地方財政法第5条の特例として起こす起債で、地方財政計画を踏まえ、前年度より1億円少ない16億円を計上しております。

続きまして、地方債について御説明いたします。申しわけございません。予算書、予算に関する説明書を御準備いただきたいと思っております。ページ、11ページでございます。

11ページの第4表地方債は、レクリエーション施設整備事業など、13事業に係る起債の限度額、起債の方法及び利率並びに償還の方法につきまして、それぞれごらんのとおりに定めようとするものでございます。

また、同予算書の1ページにお戻りいただきたいと思っております。

当初予算では、第5条及び第6条において、一時借入金及び歳出予算の流用につきまして所用の規定整備を行うことにいたしております。

以上で、平成28年度一般会計予算のうち、財政課所管予算に関する説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（持原秀行）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（井上勝博）臨時財政対策債というのは、本来ならば地方交付税で来なきゃいけないものを、国が財政上それはできないから借金をしてくれと、後で国が全部面倒見るからということになってると思うんですよ。そうすると、この臨時財政対策債というのは、普通交付税と合わせてその合計額が本来来る普通交付税だというふうに考えていいわけですか。

○財政課長（今井功司）普通交付税と臨時財政対策債との関係でございますが、委員御指摘のとおり、普通交付税で本来交付すべきところを、地方の起債のほうで借り入れで賄うという制度で発足されたものがございますので、御指摘のとおり、普通交付税と臨時財政対策債を合計した額の交付状況で御判断いただければありがたいと思っております。

以上でございます。

○委員（井上勝博）わかりました。普通交付税について、今回は8億円減ということで、本会議の中でも、内段階的縮小の分は3.6億円ということで、やっぱり、地方財政運営プログラムをやっばり見直すべきではないかというのを何人かの議員からも指摘をされているわけですけども、あとでもよかったんでしょうけれども、この見直しについては、国の交付税の見直しが落ち着くまではできないかなということだったんですけども、

大分落ち着いてきた、見えてきたということなわけですから、この財政運営プログラムとまず今までの財政運営プログラムは実際はどうだったのかという比較の表と、そして、見直しをするっていうことでは、ちょっと時間もかかるでしょうけれども、少なくとも財政運営プログラムどおり来ているのかどうかについては、やっぱり検証する必要があると思うんですけど、その辺は、いつぐらいに検証になりますか。

○財政課長（今井功司） この場ででしょうか。所管事務のほうで。この場で。普通交付税の関係もごさいますので、財政運営プログラムを、見直しをする必要があるという考えでございまして。それにつきましては、一般質問の中でも答弁をさせていただいたところでございまして、見直し際には、今までのやはり検証、御指摘のとおり、今までの実績、26年度、27年度実績を踏まえた上で、国の予算措置状況の動向等を踏まえて将来見通しをいたしますので、まず27年度決算が固まりましますのが7月でございまして、28年の普通交付税の算定作業が同じく7月でございまして、したがって、7月までは準備作業をいたしまして、7月にその判明した見えた部分につきまして、また検証いたしますので、いたした結果財政見通しを立て、その対策を練ってまいりますので、それがなっていくこととなります。ですが、後ろ部分も決まっておりますので、少なくとも来年の当初予算に、作業に反映させるとすると、11月ぐらいまでにはその方向性は、内部的には固めてなければ、29年度の予算の作業に支障を来さずと考えております。

以上でございます。

○委員（井上勝博） 後ででしょうか、じゃあ。

○委員長（持原秀行） ほかにありませんか。よろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（持原秀行） 質疑は尽きたと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（持原秀行） 次に、所管事務調査に入ります。

当局から報告はありませんか。

○財政課長（今井功司） 特にございません。

○委員長（持原秀行） これより所管事務全般の

質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（井上勝博） 今回、本会議でもコンベンション施設についての質問したわけですけども、コンベンション施設をつくれれば、当然維持費がかかってきます。これは、財政運営プログラムとしては、想定しなかったというか、ですよ。そういったコンベンション施設を、大きなものをつくるとなると、こういったところでまた調整しなくちゃいけないのかという問題が出てくると思うんですけども、財政課としては、こういった新しい企画などがぽつと出てきたときに、どういうふう調整するっちゃうような方針でやってるのでしょうか。

○財政課長（今井功司） 財政課といたしましては、予算を編成するなり、将来の見通しを立てる際に、新たな事業が出た場合には、今実施してる事業の効率化を図って経費を削減したり、事業の必要性で事業の廃止をしたり、規模を縮小したりする調整で、今の新たなものが出た場合には、今実施中の事業を全体的な事業の中で調整をするという方策をとっております。

以上でございます。

○委員長（持原秀行） よろしいですか。ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（持原秀行） 質疑は尽きたと認めます。

以上で財政課を終わります。

ここで休憩いたします。再開は、おおむね13時といたします。

~~~~~

午前11時50分休憩

~~~~~

午後 0時58分開議

~~~~~

**○委員長（持原秀行）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

△財産活用推進課の審査

**○委員長（持原秀行）** 次に、財産活用推進課の審査に入ります。

△議案第21号 薩摩川内市遊休公共施設等利活用促進条例の制定について

**○委員長（持原秀行）** それでは、議案第21号 薩摩川内市遊休公共施設等利活用促進条例の制定

についてを議題とします。

当局の補足説明を求めます。

**○財産活用推進課長（平原一洋）** 皆様お疲れさまでございます。財産活用推進課でございます。きょうは、よろしく願いいたします。

それでは、議案第21号薩摩川内市遊休公共施設等利活用促進条例について、御説明をさせていただきます。議案つづりの21ページの1並びに総務関係の議会資料、9ページをお開きください。主には議会資料のほうで御説明をさせていただきます。

まず、本条例の制定の理由でございますが、現在、法人等が閉校跡地等の普通財産を賃貸により利活用する場合、公有財産規則に基づきまして、土地につきましては、固定資産評価額の100分の5、家屋につきましては、100分の10の賃借料が必要となり、貸し付け料が高額となるため、なかなか民間の利活用が図りづらい状況でございます。また、今後、財産仕分けの進捗によりまして、閉校跡地等の同様に普通財産はさらにふえる見込みとなっております。そこで、普通財産を離活用したい法人が活用しやすいように、譲渡額及び賃借料の減額等を講じ、民間に合わせたスピード感で財産の有効活用を図るため、今回、この条例を提案いたしましたところでございます。

次に奨励措置でございます。奨励措置の内容でございますが、条例第5条から第7条に規定してございます。内容といたしましては、まず、①で、減額譲渡でございますが、譲渡額を不動産鑑定評価額、または固定資産評価額の100分の1を乗じて得た額を下限とするものでございます。

次に、減額貸付及び無償譲渡でございますが、貸し付け料を不動産鑑定額または固定資産評価額の100分の1.4とするものでございます。あわせまして、10年貸し付けた後借主より取得の申し出があった場合につきましては、無償譲渡できるようにするものでございます。

次に、この奨励措置を受けることのできる要件でございますが、第2条から第4条に規定してございます。要件の内容でございますが、遊休公共施設等を利用いたしまして、事業を新設、移設、増設をして事業を行い、新たに正規職員を採用することを要件としております。

なお、遊休公共施設等とは、市が公用または公共用に供することを目的に設置し、平成17年

4月1日以降において、その用途を廃止した施設の建物及び土地またはそのいずれかの一方のこととしております。

3の貸付料比較で、現行制度と促進条例の適用をした場合の貸付料の比較をしております。参考までにさきの12月議会で譲渡が決定いたしました東郷温泉ゆったり館の建物の例をとりますと、固定資産評価額が3億7,600円でございます。これまでの公有財産規則に基づき貸し付けますと、1年間の貸付料が3,760万円と、高額になりますが、この条例を適用させていただきますと、527万円ということで、差額が3,233万円となり、相当ハードルが下がるというふうに考えております。

最後に、施行期日でございますが、平成28年4月1日としております。今後、閉校施設を含めました遊休公共施設の利活用につきましては、喫緊の課題でございます。今後、小中一貫校の新設等によりまして、遊休公共施設等がふえていく状況でございます。今後、この条例を活用いたしまして、利活用を推進していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上で、議案第21号薩摩川内市遊休公共施設等利活用促進条例の制定についての説明を終わらせていただきます。よろしく御審査くださるようお願いいたします。

**○委員長（持原秀行）** ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

**○委員（井上勝博）** これからの閉校した学校の校舎だとか、そういったものを利活用する際に活用される方の税金を少なくしようということなんでしょうけれども、例えば無償貸し付けとかやっていますよね。そういう無償貸し付けも既にやっているわけで、それを条例化するというので、無償貸し付けしますよっていうことでいいんじゃないかと思うんですが、条例化する意味っていうのはどうですか。

**○財産活用推進課長（平原一洋）** 今無償貸し付けをしているところが、野下の小学校跡地をボーイスカウトに貸し付けするところでございまして、ここにつきましては、ボーイスカウトという公共的団体が公益性の高い事業をやる場合については、無償で貸し付けるというのは、条例に基づいて現在でもすることができます。25年に寄田小学校

をNPO法人が社会福祉事業の用に供するという  
ことで、貸し付けの申し出があったときにつま  
ましては、これについては、利益を伴う部分でござ  
いましたので、ここにつきましては、一応無償で  
お貸しをしますけれども、その場合については  
議会の同意を得て、貸し付けの承認をいただい  
たところでございます。今回この減額なりする場  
合については、議会の同意を、この条例によつて  
得なくても、早急に貸し付けができるような、そ  
ういうスピード感を持った体制でのぞみたいとい  
うことで、今回、この条例を制定させていただ  
いたところでございますので、ここは御理解いた  
だきたいと思っております。

○委員長（持原秀行）よろしいですか。ほかに  
ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑は尽きたと認めます。

これより、討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）討論はないと認めます。

これより、採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めるこ  
とに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）御異議なしと認めます。

よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと  
決定をいたしました。

△議案第70号 平成28年薩摩川内市一  
般会計予算

○委員長（持原秀行）次に審査を一時中止して  
ありました議案第70号平成28年薩摩川内市一  
般会計予算を議題といたします。

まず、部長に概要説明を求めます。

○総務部長（今吉俊郎）財産活用推進課は、市  
役所の本庁舎を初め、各支所の庁舎の維持管理、  
公用車の統括、物品の管理及び薩摩川内市民まち  
づくり公社に関する事務並びに今ほどでも出しま  
した普通財産の維持管理、貸し付け、売却等の事  
務、並びに指定管理制度の全体調整をとり行つ  
ております。当初予算概要、黄色い表紙の当初予  
算概要には、総務部財産活用推進課掲載されてお  
りまして、26ページからですけれども、この後予  
算調書で説明いたしますので、恐れ入ります、省

略させていただきます。特に28年度公共施設白  
書に基づきまして、施設再配置計画を策定という、  
その大きな作業を行う年になるということをお理  
解いただきながら、簡単ですけれども、概要とさ  
せていただきます。予算の詳細につきましては、  
課長から説明させていただきますので、よろしくお願  
いいたします。

○委員長（持原秀行）引き続き、当局の補足説  
明を求めます。

○財産活用推進課長（平原一洋）それでは、財  
産活用推進課に係ります平成28年度当初予算歳  
入歳出予算について御説明をさせていただきます。

まず、歳出から説明させていただきます。予算  
調書の84ページをお開きください。

まず、2款1項1目市民まちづくり公社費で、  
これは公益財団法人薩摩川内市民まちづくり公社  
の運営に係る経費でございまして、事業費は2億  
5,774万3,000円でございます。その内容  
は、公社職員の人件費と事務局管理費でございま  
して、公社では現在135の施設を指定管理等に  
より管理運営しておりますが、また新たに平成  
28年度より入来文化ホールを管理開始する予定  
としております。

次に、その下、2款1項5目財産一般管理費で、  
これは、各課共通の印刷物、普通財産の維持管理  
公共施設マネジメントに係る経費、市有施設保全  
基金積立金に係る経費で、事業費は7,864万  
4,000円でございます。主な内容は、行政事務  
嘱託員1名並びに建築士業務嘱託員1名の人件費、  
各課共通印刷物製本費120万円、建物火災保険  
料1,280万円、財産仕分けに係る土地家屋調査  
並びに不動産鑑定業務等の委託2,386万  
8,000円、固定資産台帳管理システム使用料等  
で689万7,000円、旧市比野中学校体育館解  
体工事等で1,968万6,000円、県都市管財  
事務協議会負担金3,000円、市有施設保全基金  
積立金73万5,000円でございます。

次に、開けていただきまして、2款1項5目車  
両管理費で、これは公用車の管理に係る経費で、  
事業費は5,788万7,000円でございます。  
主な内容は、車両管理業務嘱託員1名の人件費、  
マイクロバス等運転業務嘱託員2名の人件費、集  
中管理車両等の燃料費1,789万5,000円、  
修繕料900万円、自賠責保険料等649万  
2,000円、電気自動車借り上げ料等899万

8,000円、車両購入費970万7,000円でございます。

次にその下、2款1項1目庁舎管理費でございます。これは、庁舎管理維持補修及び庁舎耐震改修に係る経費で、事業費は2億8,759万5,000円でございます。

主な内容は、機械室補助業務嘱託員1名の人件費、光熱水費4,586万8,000円、通信運搬費1,145万4,000円、庁舎清掃業務等委託1億2,684万4,000円、電話交換機等使用料及び賃借料、1,121万7,000円、祁答院支所庁舎耐震改修工事等8,191万1,000円、市防火管理協会負担金等18万7,000円でございます。

次に、86ページ、11款4項1目現年公用公共施設災害復旧事業費で、風水害等により公共施設に災害が生じたときの応急処置に係る経費で、事業費は500万円です。主な内容は、修繕料220万円、災害復旧工事費170万円でございます。

次に、歳入予算について御説明いたしますので、戻っていただきまして予算調書は6ページをお開きください。

まず、14款1項1目総務使用料110万円で、これは、行政財産使用料でございまして、主な内容は、庁舎の使用料等でございます。

次に、14款2項1目手数料1,000円、これは、保管場所使用承諾証明等に係る経費で諸証明手数料でございます。

次に、15款2項1目総務費補助金1,880万円、これは、祁答院支所庁舎耐震改修工事に係ります住宅建築物安全ストック形成事業補助金でございます。

次に、17款1項1目財産貸し付け収入1億1,075万8,000円で、これは、土地建物に係る貸し付け収入でございます。自動販売機設置に係る入札制度導入による貸家料が224万1,000円、貸し料が17万1,000円でございます。そのほか、事務所などを民間事業者等に貸し付けている貸家料が389万円、また、ポリテクカレッジ鹿児島障害者能力開発機構、ゴルフ場などを貸し付けている貸し料が9,545万6,000円となっております。

次に、17款1項2目利子及び配当金で120万2,000円でございますが、これは、株

式配当収入並びに市営施設保全基金の利子の収入でございます。

次に、17款2項1目土地建物売却収入で、100万円でございますが、これは、普通財産を処分する場合の売却収入でございます。

次に、17款2項2目財産売却収入で、10万円でございますが、これは、廃車した公用車の売却収入でございます。

次に、19款1項60目市有施設保全基金繰入金5億8,500万円でございますが、これは、川内クリーンセンター焼却施設維持補修工事ほか12件の施設改修工事及び解体工事を行うための繰入金でございます。

次に、21款5項4目雑入1,980万円でございますが、これは、市有施設に係る原子力立地給付金及び電気料実費収入が主なものとなっております。

以上で、財産活用推進課に係ります歳入歳出予算の説明を終わらせていただきます。よろしく御審査賜りますようお願いいたします。

**○委員長（持原秀行）** 確認ですが、車両管理費の中で車両購入費がちょっと数字が違ったようなふうに、970万って言われましたよね。確認です。わかりました。

ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

**○委員（井上勝博）** まず、ちょっと聞き違えたのかなと思うんですけど、最後の収入のところの市有施設保全基金繰入金というのは収入ですよ。この収入で、解体とか改修とかして、繰り入れてくるという、その意味が少し、ちょっとわからなかったんで。

**○財産活用推進課長（平原一洋）** 60目の市有施設保全基金繰入金でございますが、これは、市有施設保全基金として財産活用推進課で管理している基金でございまして、市有施設の保全の中で、維持補修並びに長期補修、それから解体工事等に充てる金額として積み立ててるものでございまして、それを取り崩しまして、財産一般管理費の1,600万であれば、旧市比野中学校体育館の解体施設でございますので、老人福祉施設管理費になりますと、これは入来の老人福祉センターの解体経費、あと施設の維持補修経費などに充てている経費でございます。

**○委員（井上勝博）** それから、84ページ、今

回、まちづくり公社が入来文化ホールを運営すると、管理するというので、これ増額になったんだと思いますけども、入来文化ホールのこれまで、別の指定管理者だったんですか、この入来文化ホールの増額分っていうのはどのぐらいになるんですか。

**○財産活用推進課長（平原一洋）**先ほど申したように、指定管理施設として今回平成28年度から新たに入来文化ホールを管理することになりまして、それに係ります人件費が大体433万5,000円を予定しております。以上です。

**○委員（井上勝博）**人件費だけはこれだけなんですけど、文化ホールを維持するお金っていうのも、まちづくり公社に補助金として出すわけですよね。それを含めればどのくらいなんですか。

**○財産活用推進課長（平原一洋）**今御指摘のとおり、入来文化ホールを仮に管理する場合には、先ほど言いました433万5,000円というのは人件費相当分でございます、あと、施設の維持管理経費に係る光熱水費とか委託料、それからもろもろ等については、文化課の予算のほうで措置をいたしております。申しわけございませんが、まだそこまでの把握はできておりませんので、済いません。人件費だけはそういうことで御了承いただきたいと思っております。

**○委員（今塩屋裕一）**車両管理消耗品、燃料費のほうなんですけど、これは、一律、どこのスタンドっていうふうに決まってるんでしょうか。いくつもあるんでしょうか。金額等違ったら、また教えてもらいたいのと。あと電気自動車の借り上げ等なんですけど、台数をちょっと教えてもらいたいのと、スマートハウスの裏のほうに何台か台数、六、七台だったと思うんですけど、とめてたんですけど、電気自動車の保管場所とか別にあれば、ああいったところで雨ざらしになってしまうんで、窓もなんかああいうちょっとした雨漏りとかすれば、また経費もかかたりするんじゃないかなというのがあるんですけど、どっか保管場所もあったりとか、ほかで管理してるところがあれば、また聞かせてもらいたいのがありまして、その2点。

**○財産活用推進課長（平原一洋）**ガソリンにつきましては、一律市内の石油協業組合と単価契約をしているところがございます、直近で一番安いところにつきましては、税抜きで112円、税

込みだと120円程度で今はしております。甌島につきましては、そういう組合がございませんので、各事業所と単価契約をしているところでございます。

また、電気自動車につきましては、財産活用推進課が管理いたします電気自動車10台でございます。本庁に2台、それから、本土各4支所に2台ずつということで、計10台ということでございます。申しわけございませんが、そのスマートハウスのところには、電気自動車につきましては、ちょっと所管が違いますのでちょっとその実情については把握しておりませんので、申しわけございません。

**○委員（今塩屋裕一）**燃料費なんですけど、台数な何台ぐらいですか。台数は何台に対してこの金額でしょうか。

**○財産活用推進課長（平原一洋）**本市の公用車の台数というのにつきましては、消防とか水道貸し付け等を除きまして、277台を今保有しているところでございます、うち財産活用推進課が管理します集中管理車のほうが129台、本庁で65台、支所で64台管理しております、129台の燃料費として措置をしております、今年度につきましては、1,789万5,000円というのを措置してるところでございます。

**○委員（今塩屋裕一）**済いません、もう1点。台数が多いということで、経費を削減するために軽にかえていくということだったんですけど、1年間を通して、どれぐらいの台数、軽のほうにかえていったのか、それをちょっとお聞かせください。

**○財産活用推進課長（平原一洋）**28年度の当初予算では軽乗用を2台。それから軽の箱バンを4台更新しますが、おっしゃるとおり今まで、普通自動車を軽のほうに切りかえてきたというところがございますが、おっしゃるとおり、経費を削減するというところがございますけども、今般、なかなか長距離での出張等に対して、ちょっと軽では、ちょっと乗りにくいということもございましたので、ことしは、1台小型乗用を導入するというところでしておりますが、今までについては、ほぼ軽乗用か軽箱バンのほうに切りかえてきている状況でございます。

**○委員（福元光一）**電気自動車借り上げ車両、車両購入、聞いておりますと、電気自動車は、こ

これは28年度当初が2で、こっちが8台ということで、10台ということ。そうすると、車両購入は、計何台だったですか。

○財産活用推進課長（平原一洋）軽乗用が2台、それから軽の箱バンを4台、それから小型乗用を1台予定をしております。

○委員長（持原秀行）ほかにありませんか。

○委員（佃 昌樹）ちょっと3つほど、一番初めの薩摩川内市まちづくり公社の職員の数、いろんな職種があるのかもしれないけれども、職員の数と、平均的な月収がわかれば、教えてください。ちょっと待って。施設が幾らやったっけ。

〔「135です」と呼ぶ者あり〕

○委員（佃 昌樹）135。135の施設を管理するのに、職員の数が幾らで、臨時採用とか、アルバイトとか、そういったものも含まれているのか、であれば、そういったのがどれぐらいの数になるのか。それが、職員の月収の問題、それから、各種保険の問題、こういったことについてちゃんと整備されているのかどうかということ、これが1つ。

それから、2つ目が旧市比野中学校の体育館の解体工事ってありますけど、解体後の処分の仕方についてを、どういった方向性を持っているのか。または、決まりは決まっているのか、それをちょっとお願いしたい。

それから、庁舎の清掃業務委託1億2,000万ぐらいありますが、本庁舎、それから支所、この関係はどうなっているか。1社で契約して、本庁も支所も含めてやっているのか、それとも違う方式でやっているのか、その辺お願いしたいと思います。

○財産活用推進課長（平原一洋）まず1点目でございますが、まちづくり公社の職員の数ということでございました。

平成28年度の予定で、公社の職員数は総体で79名を予定をしております。

そのうち、事務局長が1人、それで後の期限のない職員、プロパー職員といいますか、それが13名です。残りが月額報酬者の1年契約の雇用の方、派遣職員の方、それから日額で規定している職員もいらっしゃいます。

合計合わせまして79名ということで、ことしの予算のほうの計上してございますが、あと申しわけございませんが、職員の平均の月給というの

が、ちょっとまだ把握をしておりますが大体25万程度だというふうに聞いているところでございます。

あと、次に市比野中学校の解体予算を今回計上させていただいておりますが、この解体に至った経緯につきましては、昨年の8月の台風で相当被害を、それまでも進めておりましたけども、相当の被害を受けましたので、もう今回ちょっと予算をいただきまして、解体するというふうに至ったところでございますが、更地にいたしますが、まだその後の敷地の活用策というのは検討はしておりません。

なかなか土地が樋脇精工の土地と混在しているところに建っているものですから、なかなか利活用がしにくい形ではありますが、今回につきましてはとりあえず解体ということで予算計上させていただきます。今後については、またちょっと検討させていただきたいと思っております。

あと庁舎の管理のほうでございますけども、庁舎の清掃委託につきましては、1,280万円を計上してございまして、これにつきましては本庁の清掃委託のみで1,280万、あと金額がちょっと大きな主なところは、本庁、支所の警備並びに駐車場整理の委託でございますので、清掃委託につきましては1,280万円ということで、本庁のみの清掃ということでございまして、支所につきましては、職員のほうでしていただいたりしている状況でございます。

以上でございます。

○委員（佃 昌樹）ちょっと質問で抜けているところがありますので、こういったマチコウの正規の職員っていうのが、だんだん限られてきてるんだけど、月収が25万程度、この方々の社会保障の問題、これきちっと加味されているのかどうか。

○財産活用推進課長（平原一洋）プロパー職員13名、以下70全て派遣職員につきましても、保険、それから労働保険等につきましては、確実に入っております、その分も含めて予算措置をさせていただきます。

○委員（佃 昌樹）この際、部長にお伺いをしたいんですが、ともあれいろんな公共施設等について、指定管理をということでどんどん出しているわけよな。指定管理そのものの考え方っていうのは、なるだけ安く管理ができれば、正常に安く

管理ができればいいんじゃないかっていうことで、職員が管理するよりは外部管理のほうがっていうことになるんだけど、プロパーでこういった管理をやっている方々の報酬、給料、こういったことについて、やっぱり配慮がなされなきゃいけないようになってきているんじゃないかな。

安くで使おうというのはわかるんだけど、市全体のその経済状況とか、納税状況とかそういった全体的なものを見たときに、どうなのかなという疑問があるんです。「あん人は給料が低かよ」と、「だけどぜいたくなこと言うな」と、「民間はそれどころじゃなかつたぞ」、いつも言われとると思う、あんた方も民間のつらさを言われとる。

だけど、そういった民間のやっぱり方々がある程度の収入を得ることによって、市の財政にも跳ね返ってくるわけだから、もうそろそろそういうふうに考えていく時期に来てるんじゃないかなと、もう指定管理も長くずっとやってきてるから。そうしたものの考え方ってというのはできないものか、できるものか、そこをお伺いします。

**○総務部長（今吉俊郎）** 結論から申し上げますと、しております。今回の予算の中にも、課長の説明には入ってませんが、入来文化ホールを新たに指定管理で受けてもらうことによりますその職員分の説明はしましたけれども、やはりまち公社の職員の待遇面も今回加味したいいわゆる補助金ということでしております。

指定管理制度につきましては、合併直後のアウトソーシング方針で始めたところですが、ほんとに公の施設については、もう何から何までっていうぐらい、他市に例を見ないぐらいの数、薩摩川内市がしてきましたけれども、その当時はやはり民間でできることは民間に委ねるということで、市役所でするよりも民間でなされたほうが、経費は安く上がるのではないかなというようなことも考えながら始めた制度です。

ただ、市比野のサンパーク、——プールのあるところ。あそこの指定管理を考える際に気がついたんですけど、やはり指定管理に出すと安全面の配慮というようなことでいけば、決して民間に指定管理で委ねることが安上がりにはつながらなくても、多少経費がかかっても、市の職員の業務を減らし、定員適正化で人員も減らしていく中では、仕事を減らすというふうに少しず

つ、多少経費がかかっても支出をしていくという考え方に変わってきております。

現在も10年たちますけれども、そういった職員の待遇の面、あるいはその指定管理に限らず業務委託の面でも、その受けてくださる会社の応札額、入札で入れてこられる額についても、これで働いていただく従業員の賃金、あるいは給料、そういったものが十分保たれるのかなというのも加味しながら、予算を組んで措置をさせていただいているというふうに認識しております。

以上です。

**○財産活用推進課長（平原一洋）** 今部長が説明されたのに若干補足をさせていただきたいと思えます。

済みません。私のほうでざっくりただ説明だけで申しわけなかったんですが、今回まちづくり公社につきましては、昨年と比較しまして1,599万8,000円の増額となっております。

この増額の主な要因というのは、先ほど言いましたように入来文化ホールの兼務もございまして、先ほど部長がおっしゃったとおり、職員の待遇改善というところもございまして、13名のプロパーの職員につきましては、定期昇給、それから手当の率等については、本市の基準を準用しておりますので、そういうのがございます。

また、派遣職員につきましては、今回月額報酬、月額額、それから日額の派遣者につきましても、時間単価を上げるなど、待遇改善をしているところでございます。

また、適正な管理という意味からも、今年度につきましては電気設備の技師を一人増員、これにつきましても、今までの事後保全から予防保全という観点で、一応施設のほうを長く使っていこう、適正に管理していこうということで、電気技師の増員であったりとか、あとはアーナの受付のほうに相当勤務的に厳しいということ等の要望がありまして、これについても増員したりとか、あとは公園管理につきましても、公園のグラウンドゴルフを使われる方たちが、なかなか雑草が生えてるので適正に管理してくれとか、まち公にございましたので、そういう部分を含めて今回このちょっと1,600万弱の増額をお願いしてるといような状況でございます。

以上でございます。

**○委員（佃 昌樹）** はい、よくわかりました。

○委員（福元光一）先ほどの電気自動車借り上げと車両購入の件なんですけど、ちょっと数字的には購入と借り上げを比較したときに、ちょっと数字が違うんですけど、27年度は電気自動車は何台借り上げでされてあったのか、そこをまず教えてください。

○財産活用推進課長（平原一洋）電気自動車の借り上げにつきましては、本庁2台、支所8台ということで10台をしております。年間の経費につきましては、699万9,000円ということで、28年度要求しておりますが、27年度も同額ということになっております。

○委員（福元光一）濟いませぬ、もう一回。この10台ですよ、借り上げは。これは28年度のだと思いますから、27年度は何台借り上げておられる。

〔「一緒一緒」と呼ぶ者あり〕

○委員（福元光一）一緒ですか。

○財産活用推進課長（平原一洋）一緒です。

○委員（福元光一）そしたら、借り上げと購入と年間の台数で割ったときに、借りるほうがちょっと高くつきそうなんですけど、そのところはどいうふうに考えたらいいんですか。

○財産活用推進課長（平原一洋）購入がいいのか、多分リースがいいのかっていうその議論になるかと思いますが、当然購入につきましては、一時的に経費がかかります。今年度も960万程度しておりますが、リースによりますと、大体5年でリース期限が切れますので、その5年の中で平準的にリースでしてきますので、それは今の段階でいいますと、一括で購入する金額よりも、リースでしたほうが若干金額的に高くなるということもございまして、今は10台は当面リースとしますけれども、車両のほうは購入ということでさせておりますが、今後このリース料が若干また安くなってくれば、このリースのほうもまた考えていきたいとは思っているところでございます。

○委員（福元光一）今回購入が5台、960万7,000円。それを1台当たり190万、それを5年償却した38万ぐらいですよ、1年に。38万に車検が20万しても50万。電気借り上げ料は1台が80万ぐらいつくんですよ、10台借りて。借り上げ料が899万8,000円だから、10台で約89万ぐらいかかるわけです、

台数で割ったときに。50万ぐらいと八十何万、そのところはどいうふうに計算して、どいうふうにやったのか。

○財産活用推進課長（平原一洋）899万8,000円につきましては、使用料及び賃借料っていうのがございますが、この899万8,000円というのは、10台分の電気自動車は699万9,000円、それから2台のPHEV、これはプラグインハイブリッドといいまして、ホンダの分が、これが大体120万3,000円。あとマイクロバスの借り上げ等も75万円というような予算をしております、全体で899万8,000円ですので、10台分の電気自動車の借り上げ料というのは、およそ年間700万どいうふうになりますので、購入した金額をちょっと今されましたけど、そんな大きな差はないということと、若干リース料のほうが高いどいうようなところで御理解いただければと思います。

○委員（福元光一）わかりました。

○委員長（持原秀行）ほかにはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑は尽きたと認めます。ここで本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（持原秀行）次に、所管事務調査に入ります。当局から報告はありませんか。

○財産活用推進課長（平原一洋）濟いませぬ。ございません。

○委員長（持原秀行）これより所管事務全般の質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（佃 昌樹）区画整理の済んだ駅東のほうは土地は完売されたんじゃないかなと思います。この前、前回聞いたときは二、三区画残っているとしか返事がありませんでした。おいおい売れるということ、もう確信できるなと思ったんですが、天辰第一地区の区画整理はほぼ終わって、完全ではないんですけども、土地の移管が財活のほうにだんだん移ってきていると思うんですが、その辺の売却の進行率どいうのかな、その辺の現状はどいうなんですか。

○財産活用推進課長（平原一洋）駅東の区画整理地区の分につきましては、全て今公用公共に使っている部分を除きまして、全て売買が済んだところでございまして、全部で大体1億どいうの歳

入があったところでございます。

残ってる部分が、今平佐西小学校の児童館の敷地にお貸ししてる部分と、あとスマートハウスで使ってる部分がまだ残ってる状況でございます。

あと天辰区画整理事業の部分につきましては、まだ財活のほうに移管はされてきておりませんので、ちょっとそこについてはわかりかねるところでございます。

○委員（佃 昌樹）はい、わかりました。

○委員（井上勝博）富士通の跡地を購入されるということなのですが、ここはどこが維持管理をすることになるんですか。

○財産活用推進課長（平原一洋）富士通跡地につきましては、多分今回予算というか、議案が出ていたと思いますが、それにつきましては、商工観光部の商工政策課のほうで管理、企業誘致のために管理いたしておりますので、済いませんが財活課のほうではございません。

○委員（井上勝博）例えば土地を購入して、それを維持するというようなことで、先ほど収入のところでちょっと質問しました市有施設保全基金、ここからは出ないんですか。それとは全く、所管のところで維持をするっちゃうことなんですか。そういう予算を組んでいるということですか。

○財産活用推進課長（平原一洋）市有施設保全基金は、現在ある公共施設の維持管理経費等に充当するという目的で、この基金はつくっておりますので、今回富士通跡地のほうを工業団地を通してする場合についての充当っていうのは考えてません。そういう予算にはなっておりませんので、御理解いただきたいと思います。

○委員（福元光一）駅の東口の区画整理の件で、もう8年ぐらいになりますよね。そのときにトラブルがちょっと最初のころあったんですが、土地の何で。今はもう全部済んだということなんですけど、土地の売買は済んだかもしれませんが、その個人的トラブルはまだ残っているのか、もうそういうこともないのか、ちょっとお伺いします。

○委員長（持原秀行）わかりますか、課長。

○財産活用推進課長（平原一洋）申しわけございませんが、私が来てからはそういう話は聞いておりませんので、お答えの答弁は控えさせていただきます。

○委員（帯田裕達）1点だけ。まち公がアリーナを管理してると思うんですけど、そこでホーム

ページ等に私ももうちょっと勉強してから質問したほうがいいのかなと思うんですけど。例えば興行を打ったり、体育館を借りてイベントをしたり、そしてまたスポーツの向上で例えばバスケットなり、バレーとかいろいろやってらっしゃるんですけども、その総収入のうちから5%徴収するっちゃうのがまち公の、例えばアリーナの借り上げ料とは別にそういうのが載ってるっちゃうのを、市民の方々から聞いて、そういうのはあんまり全国に例がないと。

例えば、大きな興行を打ったときに1,000万ぐらい収入があると、総収入ですから、5%っちゃ50万別に支払が生じてくるわけですよ、アリーナの使用料とは別です。そういうのが事実あるのか、それは例えばあるんだったら、何のために徴収してるのか。

要するに安くっていうか、適正な料金で貸して、そしてまたスポーツの体力の向上とか、そういうイベントだったら経済効果の波及とか、昼間の人口交流の増加とか、そういう目的でそういうこともなさっているわけですから。もしそういうことがあるんだったら、ちょっとその辺はおかしいんじゃないかと思うんですけど、把握してらっしゃるか、してらっしゃらないか。もしできたら、そういうのもちょっと調べていただきたいんですが。

○財産活用推進課長（平原一洋）まちづくり公社がアリーナ等を管理するのにつきましては、指定管理による代行制度と管理委託制度ということになっておりますので、市として委託している業務につきましては、その施設の使用とか、並びにその使用料の徴収を委託しております。

この使用料というのは、その施設管理条例に定めた使用料のみの徴収ということでございますので、御質問のございました例えば総収入、総売り上げの5%を徴収するということが事実であれば、若干これはちょっと委託していることと違うことをしてる可能性がございますが、申しわけございませんが、私も今そのところについては把握をいたしておりませんので、事実関係につきましては若干ちょっと調査をさせていただきます、ちょっと機会があれば報告させていただければと思います。

○委員（帯田裕達）お願いします。

○委員（佃 昌樹）書籍を売ったり利益が出る、例えば文化会館はもう明らかに利益が出る場合に

は、使用料がぐんと上がりますよね、利益の出るその興行をやったりした場合には。だから、その施設によってそれぞれ今課長の話聞いて、それぞれ違うのかなと思ったりもしたんですけど、調べて統一見解をきちっと提示をしてもらえばと。

**○財産活用推進課長（平原一洋）** 一般論的な話になりますと、例えば文化ホールをある興行団体が借り上げて、興行を打つ場合につきまして、その興行主と都市指定管理者については、公的な契約になりますので、使用料条例に基づいた使用料の徴収を行います。

興行主が例えばある程度の金額でチケットを売ったりとかして、それによって来られる方については、今度は司法上の契約になりますので、そこについては市のほうがタッチできる部分ではございません。

そういうことですので、売り上げの何%というやり方が適切なのかどうかというのを、ちょっとそこに司法上の契約と公法上の契約がちょっと出てくることになるかなと思いますので、そこについては、ちょっと調査をさせていただければと思います。

**○委員長（持原秀行）** 要するに、その施設の使用の体育館使用料とかいろいろありますけれども、これは有料か無料かによっても違ってくると思うんですが、今副委員長も言われたとおり、その売り上げに対しての5%とかというのも、であれば相当な業者の負担にもなるわけです。そういう意味からすると、他市町村のやり方とか、そこあたりをじっくりと調べて、より使いやすい施設運営をしていただけたらなというふうに思いますので、ちょっと調べて報告をいただきたいと思います。

ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（持原秀行）** 質疑は尽きたと認めます。

以上で、財産活用推進課を終わります。御苦労さまでした。

---

△税務課・収納課の審査

**○委員長（持原秀行）** 次に、税務課及び収納課の審査に入ります。

---

△議案第61号 平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算

**○委員長（持原秀行）** それでは、審査を一時中止してありました議案第61号平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題といたします。

当局の補足説明を求めます。

**○税務課長（山口秀昭）** それでは、第8回補正予算について説明いたします。

予算に関する説明書の12ページをお開きください。

2款総務費2項徴税費1目税務総務費、税務一般管理費では、国家公務員の給与に関する法律等の一部改正に伴う本市の給与に関する条例等の一部改正にあわせて、人件費を補正要求するものでございます。よろしく御審査くださるようお願い申し上げます。

**○委員長（持原秀行）** ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（持原秀行）** 質疑はないと認めます。

ここで本案の審査を一時中止します。

---

△議案第70号 平成28年度薩摩川内市一般会計予算

**○委員長（持原秀行）** 次に、審査を一時中止してありました議案第70号平成28年度薩摩川内市一般会計予算を議題といたします。

まず、部長に概要説明を求めます。

**○総務部長（今吉俊郎）** 税務課と収納課の概要について説明申し上げます。

まず税務課は、市民税、固定資産税のほか、国民健康保険税など、税の賦課調定と課税、税務全般を所管いたします。

税務課は、歳出におきまして課税に伴う事務事業を実施し、引き続き公平公正な賦課に努めます。

また、歳入におきましては、市民税個人分現年分の所得割額について実績見込み及び総所得金額推移等を考慮して増額と措置させていただいたところです。

市民税の法人分現年分につきましては、大規模法人の決算状況、あるいは国の税制改正の影響を考慮して減額してございます。固定資産税の現年分償却資産におきましては、太陽光発電等の再生可能エネルギーの実績を踏まえまして増額、それから、軽自動車につきましては、税制改正に係る影響を見込み増額となっております。使用済核燃

料税、前年と同額、あるいは滞納分を含めました市税全体で、前年度当初比4億8,000万何がしの増額となっているところです。

本市の歳入の大きな根幹をなす市税でございますので、今後とも課税の適正化、財源化等の観点から、適切に事務事業を推進してまいります。

続きまして、収納課の概要につきましては、主に市税、国民健康保険税の徴収事務を担当しますが、そのほかに貸付金、使用料などの税外収入につきましても、それぞれの所管課の収納状況を定期的に確認し、必要な助言等を行いながら、その進行管理に努めております。

市税等の収納率向上のために、納めやすい環境整備と滞納処分の強化が不可欠であります。平成28年度は口座振替、コンビニ収納、そのさらなる周知活用を図るとともに、滞納者につきましては早期の電話催告、財産の調査、差し押さえ、公売等の滞納処分の強化を引き続き図ってまいります。

税などの徴収を取り巻く環境は、依然として厳しい状況でございますけれども、職員一丸となって収納率向上、歳入確保に努めてまいりたいと思っております。

以上、両課の概要です。予算の概要につきましては、課長から説明させますので、よろしく願いいたします。

**○委員長（持原秀行）** それでは、引き続き当局の補足説明を求めます。

**○税務課長（山口秀昭）** それでは、税務課に係ります歳出予算につきまして、予算調書で御説明申し上げます。

予算調書の87ページをお開きください。2款総務費2項徴税費1目税務総務費の事項、税務一般管理費は、税務一般管理事務に係る年間経費を計上いたしております。

経費の主な内容は、本庁の行政事務嘱託員、土地調査業務嘱託員一人に係る報酬、本庁税務、収納課及び8支所の税務関係職員66人の人件費です。税務人件費、税務職員研修等、旅費を初めとする出張旅費、各種協議会への負担金が主なもので、以下人件費を計上いたしております。

2目賦課徴収費、事項の賦課徴収事務費は、市税の賦課徴収に係る経費を計上いたしております。

経費の主な内容は、本庁の行政事務嘱託員、家屋事前調査業務嘱託員3人及び相続人調査業務嘱

託員一人に係る報酬、窓付封筒等々の印刷費、市民税納税通知書等の郵送料、固定資産税納税通知書作成業務委託等の委託料、地方税電子申告支援サービス使用料等、地方税電子化協議会負担金及び市税歳出還付金が主なものであります。

88ページをお開きください。同じく事項の固定資産評価事業費は、固定資産税の課税の適正及び公平を期するため、課税客体の正確な把握を行う経費を措置いたしております。固定資産評価業務委託等の委託料が主なものとなっております。

以上で、税務課関係の歳出予算の説明を終わります。

**○収納課長（有村辰也）** 収納課分の歳出について御説明いたします。

予算調書の89ページをお開きください。まず上の段、2款2項2目収納率向上特別対策費は、市税等の収納率向上を図るための徴収事務に係る経費でございます。

経費の主な内容は、行政事務嘱託員5人の報酬、滞納者への督促状等の印刷及び催告書等の発送に係る郵便料などでございます。

その下、徴収管理費につきましては、市税等を徴収するための一般管理事務に係る経費でございます。

経費の主な内容は、差し押さえ不動産の公売を行う際の不動産鑑定業務委託料などであります。

以上で、収納課に係る歳出予算の説明を終わります。

**○委員長（持原秀行）** ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。歳入があった。

**○税務課長（山口秀昭）** 続きまして、歳入の説明をいたします。

それでは、各税務ごとに説明いたしますので、予算に関する説明書は14ページから、予算調書は8ページに掲載しております。予算調書で説明いたしますので、予算調書の8ページをお開きください。

1款市税1項市民税1目個人分1節現年課税分は、対前年比7.1%増の3億3,139万2,000円を計上いたしております。これは、個人所得の増加傾向が引き続き見込まれることから、前年度実績見込み等を踏まえたものであります。均等割額も4.6%増で計上いたしております。

2節滞納繰越分は3,090万円を計上いたして

おります。2目法人分1節、現年分は6億5,000万円を計上いたしております。均等割につきましては、納税義務者を前年度と同様2,000者で見込み、また法人税割につきましては、本年度の実績見込み、平成26年度の税制改正による税率引き下げの影響を考慮し、対前年度比9.2%の減額で計上いたしております。2節滞納繰越分は148万1,000円を計上いたしております。

2項1目固定資産税1節現年課税分は、62億8,200万円を計上いたしております。固定資産税全体では、前年度比3億1,630万8,000円の増となっております。

主なものは、償却資産において太陽光発電等の再生可能エネルギーの実績見込み等を踏まえて計上しております。

2節滞納繰越分は5,391万5,000円を計上いたしております。2目国有資産等所在市町村交付金は、法律の定めるところにより、国及び県が所有している固定資産に交付されるものであります。4,590万5,000円を計上いたしております。

3項1目軽自動車税1節現年課税分は、任意者等の税率引き上げに係る税率改正等の影響を見込み、前年度比14.6%増の3億円を計上いたしております。

2節滞納繰越分は435万8,000円を計上いたしております。

4項1目市たばこ税1節現年課税分は、旧3級品の段階的税率の引き上げの影響、本年度の実績見込みを踏まえ、前年度比1.6%減の5億9,083万6,000円を計上いたしました。

7項1目入湯税1節現年課税分は、実績見込みを踏まえ前年度比6.5%減の1,300万5,000円を計上いたしております。

8項1目使用済核燃料税1節現年課税分は、1,569体のまま前年度と同額の3億9,225万円を計上いたしております。

市税全体では114億9,604万2,000円で、全歳入の22.2%を占めております。前年度当初と比較して4億8,172万6,000円、4.4%の増額となっております。

以上で、市税について説明を終わりますが、次に14款使用料及び手数料2項手数料1目1節総務手数料のうち、税務課分は本庁と各支所及び市

民サービスコーナーにおける資産等証明手数料及び公簿等の閲覧手数料と、2節督促手数料合わせて885万円を計上いたしております。

16款県支出金3項県委託金1目総務費委託金2節徴収費委託金は、県民税に係る県からの徴収事務委託金であります。前年度と同額の1億1,400万円を計上いたしました。

予算調書の9ページをお開きください。21款諸収入1項延滞金加算金及び過料1目延滞金及び2目の過料は、各種市税を納期限までに納付されなかった人に対する延滞金であります。

5項雑入1目滞納処分費は、各種市税の滞納者分差し押さえ物件を処分した場合の滞納処分費を計上いたしております。

2目弁償金は、軽自動車の標識を紛失した場合の弁償金を計上いたしております。

予算調書の10ページをお開きください。収納率向上特別対策費として、国民健康保険事業特別会計より、569万7,000円の繰入金を計上いたしております。

以上で歳入の説明を終わります。次に債務負担行為ですが、予算に関する説明書の9ページをお開きください。

下から3行目、4行目が税務課分です。平成28年度から平成29年度まで、軽自動車税及び市民税県民税の当初課税納税通知書等の作成業務におきまして、軽自動車税は5月に、市民税県民税は6月に納税通知書等を送付しますが、前年度中に契約を締結し、業務を行う必要があることから、債務負担行為を設定するものであります。

以上で、歳出歳入及び債務負担行為に係る説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（持原秀行）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（井上勝博）収入のことなんですけども、市民税が7.1%増ということですが、一方で入湯税が6.5%減ということで、入湯税の場合は、実績からことしはということなのかな、景気が悪いかからというふうな判断なんですか。

それで、一方では個人所得の増加傾向があるから7.1%増ということで、こういう計算をする場合に、国が例えば指針を示すもんなんですかね、この個人所得の増とかいうのは。どういうふう

されているんですか。

○**税務課長（山口秀昭）** 課税所得につきましては、平成27年度当初の前年度あたりから、増減を繰り返していた関係で、やや低めに平成27年度の当初予算では組んであったんですが、個人の総所得額が増加傾向に見られまして、昨年の12月議会でも2億の増額をしているところでございます。引き続きこの個人所得の増加傾向が見込まれるということで、今回予算計上をしております。国の指針ではございません。これはあくまでも本市の状況でございます。

それから、入湯税の関係ですけれども、なかなか一時数年前に減ったことがあるんですけども、入湯税の関係はほとんどゴルフ場の関係の方の利用というのが多い状況でございまして、一時減ったときはポンプが故障していたとか、そういうことで利用者が利用ができない状況がございまして、数年前減額補正を300万行ったことがございます。傾向的には、ちょっと減少ぎみという判断をしております。

以上です。

○**委員（井上勝博）** 個人の総所得の増加傾向っていうことは、分析はされてるんですかね、ちょっと中身の。

○**税務課長（山口秀昭）** 職種的にはちょっとなかなか難しい、個人ごとに異なりますので、その分析までは、細かい分析までは実際しておりません。具体的に上がってきた金額ということになりますので。

以上です。

○**委員（井上勝博）** これはごめんなさいね、ちょっと基本的なことで、これは法人税と個人住民税合わせてっていうことでしたっけ。ごめんなさい、条件。市民税といった場合に、法人税と。

[「別々じゃないかな」と呼ぶ者あり]

○**委員（井上勝博）** 別々だっけ。

要するにこっちのほうを見りゃいいんですか。こっちのほうですか。法人税と個人住民税、法人住民税、これは区別はどういう、ここになってるか。ごめんごめん、なりましたね。済いません。

○**委員長（持原秀行）** 終わりですか。

○**委員（井上勝博）** いや、ちょっと済いません。それで、この個人所得の増加傾向っていうことについては、もうその例えば全体としては景気が悪いとよく言われるわけですよ。だから、この伸

びがどこから来るのかっていうことについては、もう一切わからないっていうことですか。

○**税務課長（山口秀昭）** 総所得金額につきましては、平成25年、平成26年ずっと減少傾向にあったのが、平成27年から相当増額ということになっております。ただ、それは景気がいいのか、あるいは賃金等の上昇があったのかということがあったかもしれませんけれども、具体的なその要因といいますか、景気がその判断につきましては、個人所得が伸びた中身につきましては、職種によっても異なると思うんですけども、そのところまでは、ちょっと究明しておりません。

以上です。

○**委員長（持原秀行）** ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○**委員長（持原秀行）** 質疑は尽きたと認めます。ここで本案の審査を一時中止いたします。

#### △所管事務調査

○**委員長（持原秀行）** 次に、所管事務調査に入ります。当局から報告はございませんか。

○**税務課長（山口秀昭）** 特にはございません。

○**収納課長（有村辰也）** 収納課も報告する案件はございません。

○**委員長（持原秀行）** これより所管事務全般の質疑に入ります。御質疑願います。

○**委員（佃 昌樹）** 一つだけ。所管事務っていうことじゃなくてもいいんですが、所管事務にしてください。

先ほどの賦課徴収の係、それから収納の係、これに行政事務嘱託員の1種、2種、3種という区別がありますよね。これは嘱託員の免許制なのかどうなのか、どういった区分になっているのか、それによってまた報酬も違うのか、そこだけを教えてくださいということ。

○**税務課長（山口秀昭）** 税務課の場合は、行政嘱託員の1種の土地調査業務嘱託員というのがあるんですけども、この1種、2種は職務の内容の違いで報酬の金額が異なります。1種の土地調査業務嘱託員については12万4,300円、2種の家屋事前調査嘱託員というのはほとんど現場を回る、運転をして、新增築家屋の発見とか、確認とか、そういうほとんど勤務の場合は祁答院の地域まで、区域を決めてする業務になるものですから、その場合は13万1,900円という報酬でござい

ます。職種によって金額が違うというふうになっています。

以上です。

○**収納課長（有村辰也）** 収納課につきましては、4種の3名でございますが、3名につきましては納税奨励普及業務ということで、主に収納事務を、徴収事務を担当していただいております。外回りをさせていただく方々になります。

それから、2種につきましては承継事務の補助でございまして、相続の調査をしたり、相続図を作成したりする業務になります。

それから、1種につきましては、窓口の案内を、まずお客様が来られたときに地区担当につなぐ案内の担当業務をしております。

以上でございます。

○**委員長（持原秀行）** よろしいですか。質疑は尽きたと認めます。

以上で、税務課及び収納課を終わります。御苦労さまでした。

ここで休憩します。

~~~~~

午後2時10分休憩

~~~~~

午後2時12分開議

~~~~~

○**委員長（持原秀行）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

△契約検査課の審査

○**委員長（持原秀行）** 次に、契約検査課の審査に入ります。

△議案第70号 平成28年度薩摩川内市一般会計予算

○**委員長（持原秀行）** それでは、審査を一時中止してありました議案第70号平成28年度薩摩川内市一般会計予算を議題といたします。

まず、部長に概要説明を求めます。

○**総務部長（今吉俊郎）** それでは、契約検査課の平成28年度の概要について説明申し上げます。

契約検査課では、予算概要も黄色い表紙の記載も27ページからございますけれども、技術職員のスキルアップ研修、あるいは入札等監視委員会の運営事業、そしてまた全体的には入札契約の運用状況等について審査をしていただいております

監視委員会もですが、あと姿勢としましては、公正で競争性・透明性の高い入札契約並びに適切な工事の監督・検査によりまして、工事品質等の確保に努めてまいっているところでございます。

簡単な説明ですけれども、以上です。課長から、予算の内容につきましては説明させますので、よろしく願いいたします。

○**委員長（持原秀行）** それでは、引き続き当局の補足説明を求めます。

○**契約検査課長（堂元清憲）** 当初予算について説明いたします。予算調書は94ページになります。

2款1項14目契約検査事務費です。入札契約事務並びに工事検査に関する経費でございます。事業費2,231万3,000円です。

経費の主なものです。技術職員のスキルアップ研修旅費74万5,000円、それから技術職員スキルアップ研修負担金、一番下に記載がございますが、91万9,000円、これは本市の技術職員の知識・技能の向上を図るための研修に要する旅費と負担金でございます。

それから、土木積算システムの保守委託等949万2,000円、これは土木積算システム等の機器、それとソフトウェアの保守委託料になります。

それから、土木積算システム機器一式賃借料等585万9,000円、これは積算システム等に係る機器の賃借料になります。

それから、電子入札等システム共同利用負担金288万円、これは鹿児島県と県内の41の市町村が共同利用しております電子入札システムの負担金でございまして、負担方法は人口割となっております。

当初予算については、以上でございます。よろしく願いします。

○**委員長（持原秀行）** ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

○**委員（佃 昌樹）** よく土木にしてもなんですが、積算のやり方が非常に煩雑になってきたということで、今さっきもクレームを聞いたばかりのところだったんですが、土木積算システム機器一式の賃貸借料585万というのがあるけれども、業者にしてもこういったものをもし契約検査室の積算のやり方がよくわかって、それに近い応札を

するとするならば、入札するとするならば、こういった機器の購入というのは一般の業者にも必要になってきますか、今後。

○契約検査課長（堂元清憲） 済いません、ちょっと確認なんですけど、積算システムの業者さんが同じようなシステムを買われるということの、それに関するということになりますかね。

このシステムは、我々が工事等の設計をするときの設計の積算のためのシステムになるわけですが、業者さんのほうで個々に企業で買われるシステムというのは、当然、入札に応じるための積算をされるシステムになりますけども、ただいろんな単価とか、公共単価については公表している部分、公表していない部分も、歩掛かりも含めてございますので、そこらあたりは当然民間の業者さんで調べられる範囲で調査をされて、開発されて、機器を製作されているんだと思います。

○委員（佃 昌樹） よくわからないんですけど、今回、育英の体育館のが値上げになって、議会上がってきたんですけど、そのときの値上げの幅の問題とか、こういったことについてうまく何か対応が難しいなということを業者が考えているみたいで、これは人件費が高騰といったのが原因だということみたいなんですけど、その辺のところの積算の仕方と、業者がうまいこと積算をやって、きちっと出せるようになっていかないと、ひずみが出てきたような感じを受けているものだから、そんなことはありませんかというところなんです。

○契約検査課長（堂元清憲） 今、佃委員のほうから育英小の関係のことがございましたけど、後ほどまた所管事務のほうで説明をする予定なんですけども、単価引き上げに伴う契約変更なんですけども、恐らく業者さんがおっしゃっていらっしゃるの、出来高の算定が非常に複雑な計算が要る内容もあるものですから。そこら辺の出来高算定が非常に時間もかかるし、難しいというようなことを言われたんじゃないかなと予想するんですけど、それは我々も出来高の算定自体は受注者でないと、いろいろ進捗状況というのは細かくは把握できないものですから。一応概算で出していたから、今回もそういう作業をしているんですけども、そこら辺が作業が中身が複雑で難しいというのはあるんじゃないかなというふうには思います。

○委員長（持原秀行） ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（持原秀行） 質疑は尽きたと認めます。ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（持原秀行） 次に、所管事務調査に入ります。

まず、当局に説明を求めます。

○契約検査課長（堂元清憲） それでは、所管事務につきまして、建設工事の入札状況等を説明いたします。委員会資料1ページです。

1の(1)が入札の件数と平均落札率です。今年度分、2月17日の開札分までの数値でございまして、一般競争、指名競争合わせまして243件執行しております。平均の落札率が91.25%です。

それから、下の表、(2)は今年度の一般競争入札の工種ごとの開札の状況です。件数のところに、工事品質評価型(成績条件付)とございますけど、これは過去に受注されております本市の工事の成績評定の平均点を入札の参加条件とするものでございます。

それから、施工体制調査件数、これは予定価格に対して90%未満で応札された場合に、積算の内容を調査をした上で落札者を決定するというものですが、この該当が122件でございます。

それから、不調件数2件ですが、不調の2件につきましては、理由、経過は前回の12月の委員会で説明申し上げましたけども、工事内訳書の不備と受注制限による失格によりまして不調でございます。不調1件は、再度公告を行いまして、落札しております。もう一件は、随意契約といたしております。

一番右のくじ件数ですが、これは応札が同額となった候補者が複数おられる場合に、法令に基づきまして、くじによって落札者を決定したものでございまして、102件でございます。くじの割合なんですけど、25年度までの3カ年の平均が全体の26%だったんですけど、昨年度が38%ということでふえてまいりまして、今年度はまた増加傾向となっている状況です。

それから、2ページの(3)は、一般競争の予定価格の金額区分別の発注状況です。1,000万円未満の件数が全体の55%でございます。

なお、予定価格3,000万円以上につきましては、原則、総合評価方式で発注いたしているんですけども、表の一番右に3,000万以上で1件ございます。これは、設計の中身が機械器具費の割合、機械費の割合が50%を超えておりまして、かつ器具費を除いた残りの金額が3,000万未満、そういった場合は総合評価ではなくて、一般競争入札ですという運用を従来しておりまして、この工事はそれに該当する工事でございます。したがって、一般競争入札で行ったというものでございます。

その下は、設計、測量のコンサル業務委託でございます。指名競争入札で、業務ごとの平均落札率、発注件数等になります。不調の1件は、予定価格に達しなかったわけですけど、これはその後、発注課の職員で設計を行って、工事を発注しております。

次に、3ページです。同じく一般競争入札の月別の状況です。昨年度との比較になります。上の折れ線が平均落札率、棒グラフが発注件数、下の折れ線が入札参加率です。落札率は、現時点では全体としては昨年度をやや下回っている状況です。

その下の表は工種別になります。棒グラフの右側が今年度分、今年度はこれまで建築一式と舗装、電気、この3工種が昨年度を上回っておりますが、ほかは下回っています。

それから、4ページです。工事成績評定の状況です。今年度分が1月末分までの数値です。折れ線の実践のほうが本年度、点線が昨年度です。三角は最高点、ひし形が平均点、四角が最低点です。棒グラフが成績評定を行った件数になります。

すぐその下の表が各年度の平均点の推移になります。一番下が本年度です。毎年度、今の時期、3月が完成検査のピークなんですけども、年度末になりますと、件数がまだまだ多く出てまいりますけども、1月分までで見ますと、9月と1月を除いて、いずれも前年度を上回っているという状況です。

それから、その下は総合評価落札方式です。3,000万円以上の工事を対象としております。今年度、これまで13件実施しております。平均参加者数、落札率等になります。

それから、5ページでございます。5ページの7と8なんですけど、7と8はいずれも設計単価の改定に伴う特例的な措置になります。

この措置の経過なんですけど、先月、2月の1日から、公共工事の設計労務単価と業務委託の技術者単価、これが単価が改定をされまして、引き上げとなりました。全国一斉に引き上げられたんですけど、鹿児島県につきましては、労務単価のほうが全職種平均で4.8%、技術者単価が3.8%の引き上げとなっております。

単価の改定なんですけど、通常ですと、年度終わりの4月から改定される形なんですけども、一昨年、昨年と続きまして3年連続、今年度も2月に時期を前倒して実施となりました。これに伴いまして、国において、平成25年、平成26年と2年連続実施だったんですけど、今年度も2つの特例的な措置を実施することとなりました。その運用とか適用方法について、各自治体に国に準じた措置を行っていただきたいということで要請がございまして、これを受けまして、本市においても、昨年、一昨年と同様に、この措置を実施することといたしました。

2つの措置のうちのみず7ですが、平成28年2月から適用する公共工事設計労務単価及び設計業務委託等技術者単価の運用に係る特例措置についてです。

2月1日からの引き上げに伴いまして、引き上げ前の単価で設計された工事を1月末までに入札、落札をされまして、契約の日が2月1日以降となったもの、要するに引き上げ時期を挟んで入札と契約が日付を挟んでしまったものなんですけど、この経過措置といたしまして、引き上げ後の単価でもう一回計算をし直しまして、単価が引き上がっていますから増額するんですけども、その増額した金額分の変更契約を行うというものでございます。対象になりますのは、工事請負契約13件でございます。

それから、8の賃金等の変動に対する工事請負契約書第25条第6項の運用（インフレスライド条項適用）についてです。

(1)に、25条6項の文言が記載してございますけども、この25条と申しますのは、国が定めます標準約款がありまして、本市も標準と同様に請負契約書にこの条を置いております。これは、発注者である市が設定をいたします予定価格、それから入札をされる方が札を入れられる金額、これにつきましてはその時点での実勢価格と申しますか、適正価格、これに基づいて設定をしますし、

また入札の積算をされるわけですが、それ以降の価格水準の変動、今回のような単価改定ですけど、こういった価格の変動ということは当然その時点では見込まれておりませんので、契約した後でこういった事情が起こった場合に、請負額を変更することができるという規定になっております。第6項がインフレスライド条項と言われる項目でございます。

この条項の適用が、2月1日の単価引き上げによって、第6項にあります、特別の事情により、工期限内にインフレーションを生じ、請負代金額が著しく不相当となった、このことに該当したということで、実施されるものでございます。

先ほどの特例措置と同じく、引き上げ後の新しい単価で算定をし直しまして、増額の契約変更を行うというものなんですけども、最初の特例措置とは対象とかの算定の計算の仕方が異なっておりまして、対象は(2)にありますように、残った工期が2カ月以上あるもの、2月1日が単価改定ですから、これ以降の適用となりますので、残工期2カ月以上ということは、4月以降に終える、要するに繰り越し工事が対象となります。これは、全体としては27件、対象がでございます。

それから、増額分の算定の方法なんですけども、国からの通知が非常に二十数ページあるんですけど、次の6ページに、国の通知に載っております運用の手引にあります概要図、1枚の表にまとめたものでございまして、これで説明させていただきます。

ちょうど表の真ん中に基準日と書いてありますけど、左に請求日とありまして、その右に14日以内とか書いてございますけど、契約変更を行いますには、受注者と発注者である本市とが、判定の基準となる基準日を定める必要がございまして、まずこれを日にちを決めると、計算をする基準日を決めるということでございます。

それから、図の一番下の帯の部分に請負額と書いてありますけど、その横に変動前残工事額Bとあります。この請負額とこのBを合わせた部分が、現在の契約額をあらわしております。

それから、済みません、上のほうなんですけど、上の帯のほうに左に出来高と書いてありますが、変更の作業はまず基準日における出来高、これはその日までに既にでき上がっている部分に相当する金額を算定するんですけど、それになります。

その金額を計算いたしまして、それを全体の請負額から差し引きます。差し引いた金額が、先ほどのBの部分、下の変動前残工事額B、ここになります。これが、今後の残った工期に相当する今の請負額ということになります。

さらに、その金額に新しい単価を反映させまして、計算をし直します。そうしますと、単価が上がっておりますから、Bの部分はその分ふえることとなります。そのふえた分をあらわしたのが、残工事に対する変動前後の差額A、ちょっと吹き出しみたいになっておりますが、Aの部分になります。インフレスライドの適用になりますのは、ふえた分のAの金額、Aがふえる前のBの1%、B掛ける1%を超える場合に該当ということになりまして、ちょっとややこしいんですけど、1%を超えた分が斜線の部分になりますけど、変更契約で増額をすると、増額契約の分ということになっております。

インフレスライド条項については、以上でございます。

それから、最後に、ページを戻っていただきまして5ページなんですけど、最後の9ですけど、これは優良建設工事施工企業等表彰実施要綱の改正についてとありますが、工事が完成いたしますと、完成検査を当然行いまして、そのときに施工状況とか品質に係ります成績評定を行っております。評定点を算定いたします。その中で、評定点はもちろんなんですけど、一定の基準を定めておりまして、それを満たした場合に、他の模範となる優良な工事ということで、施工企業と技術者の方を表彰をいたしております。

これについて、点数の基準を今回改正をすることといたしました。内容は資料のとおり、現行の80点以上で65点未満がないことの部分なんですけど、これを84点以上で70点未満がないことというふうにいたしました。

改正の理由なんですけど、大きな理由といたしましては、平均点の上昇、これが年を追って顕著になってきているということでございます。点数の分布が全体的に上のほうにどんどん寄っているという、移行しているということに伴うものでございます。

現在の80点以上、それから65点未満という全体の割合、それぞれの割合、位置というんですか、偏差値等も算出して比較をしておりますけど、

これが表彰の趣旨である他の模範ということの考え方、ここら辺を考慮いたしまして検討いたしました結果、見直すということといたしました。

改正後の基準につきましては、4月以降に完成届を出された工事から適用でございますので、表彰は前年度の評定点で行いますから、表彰の適用は29年の7月の表彰から適用というふうになります。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○委員長（持原秀行） ただいま当局の説明がありました。これより所管事務全般の質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（井上勝博） インフレスライドについてなんですが、契約したときには旧労務単価、途中で労務単価が変わったので、労務単価の割り増し分を受注者に支払うということですが、労務単価というのが上がれば、要するに賃金が上がるというふうにはでもならないですかね。なるんですかね。そういうふうなことは、例えば最低賃金やったら、最低賃金が上がりました、これ以下の賃金はありませんよというようなことで広く広報していきまされども、労務単価が上がったということについて、実際、働いている人たちの賃金には反映するんだろうかという疑問が出てくるんですけども。

○契約検査課長（堂元清憲） この措置なんです。直接的に設計単価の引き上げでございますので、我々が算定をします予定価格が引き上がるというのが、引き上げに対する状態が変わるとするのはそういうことになります。

ただ、受注者に対しましては、引き上げの目的も含めて、それぞれ担当者から伝えるんですけども、我々は発注者ですので、発注者がする行為としましては、上がった工事請負費の支払いという行為まででございます。実際、私どものほうから請負代金の支払いを受けられた企業が、具体的に従業員の方にどういう給料の支払いの仕方をされているのかということは、最終的には企業の対応になろうかというふうに考えます。

ただ、前回もだったんですけど、単価引き上げ措置も含んだこれにつきましては、国のほうから、我々自治体にはもちろんでありますけど、建設業の団体、業界のほうにも通知が出されておまして、通知によりますと、目的について、技能労働者に対する適切な賃金水準の確保、それから処遇改善、この目的で実施されるということ、それか

ら確実にこれが賃金の引き上げにつながるように、また処遇改善によって若年者の建設業界の入職が促進されるように、その趣旨でありますので、業界においてはその認識を持って対応いただきたいと、これがはっきり文書の中に書かれておまして、この通知文書は公表されておまして、これも各団体を通じて企業へ周知をされているようでございます。

もちろん企業におかれましては、この趣旨に基づいて対応されているんじゃないかというふうには思いますけども、そのような対応をぜひともさせていただきたいというふうには考えております。

○委員長（持原秀行） ほかにございませんか。

○委員（福元光一） わかっておったら教えてください。平成27年度、建設業者の増はないと思うんですけど、減があったのか。

それと、総合評価方式に組み込まれておもうんですけど、会社の経営内容、特に財務内容、その極端なとき、赤字の会社とか、黒字の会社とか、割合がわかっておたら教えていただきたい。

○契約検査課長（堂元清憲） 業者の数ですが、市内業者でよろしいですか。市内業者の方の数は、今、隔2年ごと、2月にまた新たな申請を受けましたけど、現在169社ということで、これは今の近くの期間は変わっておりません。登録者数は変わっておりません。

それから、経営関係なんですけども、利益というんですか、黒字、赤字については、建設業法で経営事項審査というのがありまして、それは県が実施するんですけども、資格審査のときにその書類も添付されて、我々のところに提出はされるんですけども、それのみをもってその経営の状況というのはちょっとわかりかねるところでございます。赤字、黒字のどういう状況かというのはこちらのほうで把握はしておりません。

○委員長（持原秀行） よろしいですか。質疑は尽きたと認めます。

以上で、契約検査課を終わります。御苦労さまでした。

ここで休憩いたします。

~~~~~

午後2時38分休憩

~~~~~

午後2時58分開議

~~~~~

○委員長（持原秀行）休憩前に引き続き、会議を開きます。

△選挙管理委員会事務局の審査

○委員長（持原秀行）次に、選挙管理委員会事務局の審査に入ります。

△議案第26号 薩摩川内市報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（持原秀行）それでは、議案第26号 薩摩川内市報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○選挙管理委員会事務局長（森園一春）選挙管理委員会事務局です。よろしくお願いたします。

それでは、議案第26号 薩摩川内市報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

議案つづりその2の26の1ページをお願いいたします。

[「資料で」と呼ぶ者あり]

○選挙管理委員会事務局長（森園一春）申しわけございません。総務部会資料にあわせて説明させていただきます。10ページでございます。

改正の概要でございますけれども、公職選挙法の一部を改正する法律が公布され、不在者投票指定施設の不在者投票管理者は、市町村の選挙管理委員会が選定した外部立会人を投票に立ち会わせること等により、不在者投票の公正な実施の確保に努めなければならないこととされ、外部立会人の立ち会いの努力義務化が設けられました。

このことにより、改正前は外部立会人の方々は無報酬だったのでございますけれども、外部立会人に要する経費は国政選挙においては国費から、県政選挙においては県費により措置されるようになりました。そして、市長選挙及び市議会議員選挙においても、外部立会人に要する経費を市費により措置ができるよう、その報酬の額を薩摩川内市報酬及び費用弁償に関する条例に追加規定しようとするものでございます。

報酬の額については、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の規定に基づき日額1万

700円とし、従事時間が8時間30分に満たない場合は従事した時間で案分して得た額とするものでございます。

施行期日を平成28年4月1日とするものでございます。

現在、薩摩川内市内には、不在者投票指定施設が23ございます。そのうち、選挙ごとに若干の変動はございますけれども、10前後の施設で不在者投票がでございます。

以上で、説明を終わります。御審査方、よろしくお願いたします。

○委員長（持原秀行）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（井上勝博）資料を探るのが時間がかかりまして、議案を見たときに、不在者投票ということですから、期日前投票と不在者投票とありますけれども、不在者投票の場合というのは、何らかの事情があつてできない、もしくは市町村外にいらっしゃる、薩摩川内市外にいる不在者投票のことなんですかね。

○選挙管理委員会事務局長（森園一春）今回、出しています不在者投票につきましては、薩摩川内市内の指定施設病院というか、不在者投票ができる指定施設を県の選挙管理委員会のほうで指定をさせていただきます。そのところでされる分でございます。

[「病院」と呼ぶ者あり]

○選挙管理委員会事務局長（森園一春）病院とか、それが23あるということございまして、おおむね入居者、入院数ということで、50人以上のところ、施設のほうから県の選管のほうに申請をされて、県の選管が認めたら指定施設ということで受けるということになります。

○委員長（持原秀行）よろしいですか。ほかにありませんか。

○委員（徳永武次）確認ですけど、1施設1名ですか、不在者。

○選挙管理委員会事務局長（森園一春）1名以上ということで、今1名をお願いしております。

○委員長（持原秀行）質疑は尽きたと認めます。これより討論、採決を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（持原秀行）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

△議案第61号 平成27年度薩摩川内市  
一般会計補正予算

○委員長（持原秀行）次に、審査を一時中止してありました議案第61号平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○選挙管理委員会事務局長（森園一春）第8回補正の予算に関する説明書の14ページをお願いいたします。

今回の補正予算は、国家公務員の給与に関する法律等の一部改正に伴う本市の給与に関する条例等の一部改正にあわせて、人件費を補正要求するものでございます。

選挙管理委員会所管分についてでございますけれども、2款総務費4項選挙費1目選挙管理費でございます。職員手当、共済費の10万9,000円を増額補正するものでございます。

以上で、第8回補正予算の説明を終わります。御審査方、よろしくをお願いいたします。

○委員長（持原秀行）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

---

△議案第70号 平成28年度薩摩川内市  
一般会計予算

○委員長（持原秀行）次に、審査を一時中止してありました議案第70号平成28年度薩摩川内市一般会計予算を議題といたします。

当局の補足説明を求めます。

○選挙管理委員会事務局長（森園一春）選挙管理委員会の平成28年度の主要施策の概要について説明いたします。資料は、当初予算概要の135ページでございます。調書は253ページでございます。

2款4項1目選挙管理委員会費、事項、選挙費、選挙管理委員会費は2,308万5,000円でございます。主な内容は、選挙管理委員会の一般経費に係るもので、選管委員4名の報酬と職員給与のほか、全国市区選挙管理委員会連合会分担金等でございます。

次に、その下の2款4項2目選挙啓発費の事項、選挙啓発費は135万9,000円でございます。選挙啓発費は、常時及び選挙時の啓発事業に係るもので、選挙啓発ポスターコンクールや習字コンクールの報償費のほか、明るい選挙推進協議会委員の会費謝金や旅費、明るい選挙推進協議会薩摩支会負担金等でございます。

次に、次のページの254ページをお願いいたします。2款4項2目選挙啓発費の事項、参議院選挙臨時啓発費は15万円でございます。参議院選挙での選挙時啓発事業に係るものでございます。

次に、その下、2款4項3目選挙費の事項、参議院議員選挙費は5,198万2,000円でございます。平成28年7月25日任期満了の参議院議員通常選挙の執行に係る経費で、投開票選挙事務従事者等の報酬や時間外手当、ポスター掲示板設置業務委託費等が主なものでございます。

次に、255ページをお願いいたします。2款4項3目選挙費の事項、鹿児島県知事選挙は5,024万円でございます。平成28年7月27日任期満了の県知事選挙の執行に係る経費で、投開票選挙事務従事者等の報酬や時間外手当、ポスター掲示板設置撤去業務委託費等が主なものでございます。

次に、その下、2款4項3目選挙費の事項、市長・市議会議員選挙費で1億545万円でございます。平成28年11月6日任期満了の市長選挙、市議会議員選挙の執行に係る経費で、投開票選挙事務従事者等の報酬や時間外手当、ポスター掲示板設置撤去業務委託費、選挙運動用公費負担金等が主なものでございます。

次に、256ページをお願いいたします。2款4項3目選挙費の事項、土地改良区総代選挙で288万6,000円でございます。平成29年2月18日任期満了の土地改良区総代選挙の執行に係る経費で、投開票選挙事務従事者等の報酬や時間外手当が主なものでございます。

次に、その下、2款4項3目選挙費の事項、鹿児島海区漁業調整委員会委員選挙費で308万

1,000円でございます。平成28年8月7日任期満了の海区漁業調整委員会委員選挙の執行に係る経費で、投票選挙事務従事者等の報酬や時間外手当が主なものでございます。

以上で、平成28年度当初予算の歳出予算の説明を終わります。

続きまして、歳入予算について説明いたします。予算調書の73ページをお願いいたします。

16款県支出金3項県委託金1目総務費委託金でございます。在外選挙人名簿登録事務委託金は、国外在住の有権者の登録、または抹消手続に対する交付金として3万8,000円を、次にその下、参議院議員選挙委託金は、当該選挙の執行経費として5,198万2,000円を、次にその下、参議院議員選挙啓発推進事業委託金は、当該選挙時啓発活動に係る執行経費として15万円を、次にその下の鹿児島海区漁業調整委員会委員選挙委託金は、当該選挙の執行経費として308万1,000円を、次にその下の鹿児島県知事選挙委託金は、当該選挙の執行経費としまして5,024万円を、そして最後にですけれども、21款諸収入5項雑入3目団体支出金としては、土地改良区総代費収入金としまして、土地改良区の総代選挙の経費としまして288万6,000円をそれぞれ計上いたしました。

今回、平成28年度は6件、選挙を執行いたします。選挙管理委員会で執行するのは8件でございます。8件中6件が平成28年度に執行されるということになります。

以上で、平成28年度選挙管理委員会の歳入歳出予算の説明を終わります。御審査方、よろしくお願いいたします。

○委員長（持原秀行）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（井上勝博）参議院選挙と県知事選挙の委託金というのがそれぞれ5,000万ずつ来るわけですけれども、今回、同日になるような報道もされて、正式決定がされているのかどうか。そして、そういうことで、2つのものが同日であるということ、こういう金額になるのか、それとも通常のものなのか、その辺を教えてくださいませんか。

○選挙管理委員会事務局長（森園一春）これにつきましては、一応まだ正式に決定はされてき

ておりません。その中で、参議院については国のほうで、県知事については県の選挙のほうで日程は決められておりますので、今回についてはそれぞれ別々な、一つずつという形で予算計上させていただきました。もし、それが同日になった場合は、投票管理者でも1回で済みますので、半分ずつということで、半分で済むかもしれません。そういう形になりますけど、今、予算上ではそれぞれ別々計上させていただきました。

ちなみに、市長・市議選については、市の選挙管理委員会が事務局でございますので、一緒に同日選挙という形で同じに計上させてもらって、一つの項目で上げたところでございます。

以上でございます。

○委員長（持原秀行）ほかにありませんか。

○委員（福元光一）市長選挙と市議選挙は同日の日なんですけど、前回の選挙からだったですか、票読み取り機みたいなのを導入して、少しでも早く開票が済むようにとあったんですけど、今回も……

○委員長（持原秀行）済みません、所管事務調査で。ほかにありませんね。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（持原秀行）質疑は尽きたと認めます。ここで、本案の審査を一時中止します。

#### △所管事務調査

○委員長（持原秀行）次に、所管事務調査に入ります。

当局から説明はありませんか。

○選挙管理委員会事務局長（森園一春）特段ございません。

○委員長（持原秀行）これより所管事務全般の質疑に入ります。御質疑願います。ここどうぞ。

○委員（福元光一）先ほどの続きですけど、今回もより一層早くするように、票読み取り機みたいなのを導入してされる予定はないのか。というのが、市長選挙から開票になって、市議選挙となるとすごく時間がかかる、そうすると、開票の職員の方々の労務費というか、それもすごく莫大なものになると思いますが、機械を導入されなければ、もうちょっと違った方法でもうちょっと短縮できるような方法は考えておられないのかお伺いいたします。

○選挙管理委員会事務局長（森園一春）今の

読取自動分類機でございますけれども、今、現在、私ども選管のほうでは2台持っております。2台でどうかということでありますので、今の各市の選挙管理委員会事務局で、ないときは応援という形で、機械の貸し借りをしておりますので、もし借りれるようだったら借りて、ふやして時間短縮を図りたいと考えておりますけれども、今の時点は2台でやっていこうかなと考えているところでございます。

以上でございます。

○委員（福元光一）貸し借りができるようだったら、わざわざ買う必要もないんですから、貸し借りができるようだったら、なるべく短縮したほうがいいんじゃないかと思う。先ほど言いましたように、開票場に携わっている職員の給料というのが、少しでも少なく済むというのを、やっぱり考えていく必要があると思いますので、その借りてくるというのを念頭にお願ひしたいと思ひます。

○選挙管理委員会事務局長（森園一春）この貸し借りにつきましては、市長選挙、市議会議員選挙のときだけでございまして、国政選挙とか県のときには借りることができませんので、一応、今のところ予算の関係上2台を購入したところでございまして、今言われたとおり、市長、市議選のときについても、借りるところがありまして時間短縮を図ろうかと考えております。

○委員長（持原秀行）ほかにありませんか。

○委員（井上勝博）先ほど18歳から、今回、新しく有権者になれる方が1,800人ということでお聞きしましたけれども。問題は、そういう若い方々の啓発というのをどうするかということは大いだと思うんですね。

この間、NHKのテレビで高校生と大学生をスタジオに呼んで、どう考えますかというふうに言ったら、私はすごくショックだったのは、「迷惑だ」というふうに言った子どもがいるんですね。つまり、何にも知らされないで、ただ、選挙権ということで投票しろと言われたって、私たちはそんな知識はないんだということを言う人がいたんですね。

それでやっぱり、そういうふうに迷惑だというふうに思うのは、やっぱり自分と選挙、そして政治というのがどうかかわっているかということについて、ほとんど子どもたちは、そういうことを

知らないでも受験勉強ができたということが原因なんだろうかなっていうふうに思うわけなんですよ。

それで、外国の例なんかも出されてきて、外国ではどんどん高校の学園の中に政治家が入って行って、それでディスカッションをすると、ガンガンすると。そういうことをしている国もあるんだと。

だけど、規制されていますよね、高校生の政治活動については許可が必要だと、学内はだめなんだと、それから学校外は届け出制度なんだということを言っているみたいなんです。実際、そういうことが学校の中では届け出制というふうにされているんでしょうか。どうなんでしょうか。

○選挙管理委員会事務局長（森園一春）そういう話は、ちょっと私は初耳なんですけれども、今の学校のほうで、国のほうが副教材といわれる各高校生のほうに配布しております。その中でも、学校内での選挙運動はできませんよという形でございます。

私が見たのはそれだけしか、学校外ということについては、そういった、ただその選挙運動をしないような、そのようなことは書いてありますけれども、そういう届け出制というのはちょっと書いてなかったと思います。

○委員（井上勝博）それで、ただ選挙の方法を例えば教えると、例えば投票箱を実際に持ってきて、こうするんだよ、これじゃ、何も高校生にしてみれば単なる投票の仕方なんで誰だってできるわけで、そんなことをしても私は余り意味がないんじゃないかと思うんです。

やっぱり現実の政治、現実の選挙というのが高校生の問題として、身近な問題としてあるのかどうかちゅうことなんですけれども、その辺について何かこう思い切って、例えば政治家が一人入って行くっていうんじゃないくて、もう市議会議員がボンと体育館に行って、全校生徒を相手にやるとかっていうような企画があってもいいんじゃないかなと思うんですが、そういうこと可能じゃないんですか。不可能なんです。

もう選挙じゃなくて政治活動ですよ。選挙活動じゃなくて、どうなんでしょうか。いや、選挙活動はできないけど、政治活動ちゅう点ではどうなんでしょうか。

○選挙管理委員会事務局長（森園一春）ただ

いまちょっと、何と答えていいかわからないんですけども、あとはもうその学校長の判断になるかと思えます。まず、できるかどうかはですね。

○委員（佃 昌樹）協議会に。

○委員長（持原秀行）では、協議会に切りかえます。

~~~~~

午後3時21分休憩

~~~~~

午後3時27分開議

~~~~~

○委員長（持原秀行）質疑は尽きたと認めます。

以上で、選挙管理委員会事務局は終わります。
御苦労さまでございました。

△会計課の審査

○委員長（持原秀行）次に、会計課の審査に入ります。

△議案第70号 平成28年度薩摩川内市
一般会計予算

○委員長（持原秀行）それでは、審査を一時中止してありました議案第70号平成28年度薩摩川内市一般会計予算を議題といたします。

当局の補足説明を求めます。

○会計課長（今吉美智子）会計課でございます。よろしくお願いたします。

会計課の業務概要といたしましては、法令及び条例規則等に基づき正確迅速な公金の審査出納事務に努めているほか、基金、歳計金の効率的な運用、保管及び決算書の調整事務などを担っております。

それでは、議案第70号のうち会計課分の平成28年度当初予算について御説明を申し上げます。内容といたしましては、会計事務の円滑な執行に係る経費を予算措置しております。

まず、歳出から御説明を申し上げますので、予算調書の219ページをお開きください。

2款1項4目会計管理費、事項、会計管理費の1事項のみで予算額2,145万5,000円でございます。前年度対比26万7,000円の増額でございます。

右側の経費の主な内容欄で御説明をいたしますが、主なものは金融機関口座振替等手数料696万円、コンビニ収納取扱手数料881万

6,000円でございます。なお、前年度対比増減が大きいものは、コンビニ収納取扱手数料が76万3,000円の増額で、市税等のコンビニ収納取り扱い件数が増加したものであるものでございます。

次に、歳入について御説明を申し上げますので、予算調書の64ページをお開きください。上段をごらんください。

19款2項1目特別会計繰入金1節国民健康保険事業特別会計繰入金で予算額164万5,000円は、国民健康保険税の収納率向上に係る手数料を国民健康保険事業特別会計から繰入金として受け入れたものでございます。

その下の行、21款2項1目預金利子1節預金利子、予算額126万円は、歳計金の運用に係る預金利子でございます。前年度対比で34万4,000円の増額でございますが、これは歳計金運用に係る預金利子及び国民健康保険税の収納率向上に係る手数料に伴う繰入金の両方が微増したものでございます。

以上で、会計課の平成28年度当初予算概要の説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（持原秀行）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（井上勝博）国民健康保険事業特別会計からの繰入金ということで、先ほどの収納課のところ、たしかそういうものがあったので、10ページ、収納課のところと同じようにあるんですね。

それで、収納課はわかるんですよ、税金と一緒に国保税の滞納。なぜ会計課のところ、滞納のあれをやるんですか。それはどうなっているんですか。

○会計課長（今吉美智子）コンビニ収納等の取扱手数料を、うちで予算支弁している関係で、その分のものをいただいております。

○委員長（持原秀行）ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（持原秀行）質疑は尽きたと認めます。ここで本案の審査を一時中止いたします。

△所管事務調査

○委員長（持原秀行）次に、所管事務調査に入

ります。当局から報告はありませんか。

○会計課長（今吉美智子）特にございませぬ。

○委員長（持原秀行）それでは、これより所管事務全般の質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑はないと認めます。

以上で、会計課を終わります。御苦労さまでした。

△公平委員会事務局の審査

○委員長（持原秀行）次に、公平委員会事務局の審査に入ります。

△議案第70号 平成28年度薩摩川内市
一般会計予算

○委員長（持原秀行）それでは、審査を一時中止してありました、議案第70号平成28年度薩摩川内市一般会計予算を議題といたします。当局の補足説明を求めます。

○公平委員会事務局長（火野坂博行）監査事務局兼公平委員会事務局です。よろしくお願ひいたします。

まず、平成28年度の施策の概要でございますが、公平委員会は地方公務員法及び条例の規定に基づき設置され、職員団体の登録変更、職員の勤務条件等に関する措置の要求の審査判定、職員に対する不利益処理についての不服申し立てに対する採決、職員の苦情等を処理すること等を業務としているところであり、平成28年度におきましても、同事務を処理することとしております。

次に、当初予算につきまして御説明申し上げますので、予算調書の257ページをお開きください。

2款1項9目事項公平委員会費でございますが、運営管理に要する経費として74万6,000円をお願いしております。主なものは、委員3人の報酬、全国公平委員会連合会総会、研究会等に係る費用弁償、全国公平委員会連合会等への負担金であります。なお、歳入はございません。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（持原秀行）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑はないと認めます。

ここで本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（持原秀行）次に、所管事務の調査に入ります。当局から報告はありませんか。

○公平委員会事務局長（火野坂博行）特にございませぬ。

○委員長（持原秀行）これより所管事務全般の質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑はないと認めます。

以上で公平委員会事務局を終わります。

△監査事務局の審査

○委員長（持原秀行）次に、監査事務局の審査に入ります。

△議案第61号 平成27年度薩摩川内市
一般会計補正予算

○委員長（持原秀行）それでは、審査を一時中止しておりました、議案第61号平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題といたします。

当局の補足説明を求めます。

○監査事務局長（火野坂博行）それでは、第8回補正予算について御説明申し上げますので、予算に関する説明書の16ページをお開きください。

2款6項1目事項監査員費の職員給与費につきましては、国家公務員の給与に関する法律等の一部改正に伴う本市の給与に関する条例の一部改正に合わせて補正をお願いしているものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（持原秀行）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止いたします。

△議案第70号 平成28年度薩摩川内市
一般会計予算

○委員長（持原秀行）次に審査を一時中止してありました、議案第70号平成28年度薩摩川内

市一般会計予算を議題といたします。

当局の補足説明を求めます。

○**監査事務局長（火野坂博行）**平成28年度の施策の概要でございますが、監査委員は公正で合理的かつ効率的な市の行財政運営を確保するため、地方自治法等に基づく各種監査を実施し、事務局職員は監査委員の監査方針等に従いまして、監査資料等の収集、予備監査をいたしまして、調査分析等を実施しているところでございます。

また、平成28年度におきましても、本年度と同様に本庁、支所、学校等の定期監査、決算審査、税制健全化判断比率審査、例月出納検査、財政援助団体監査等を実施する予定にしております。

次に、当初予算につきまして御説明申し上げますので、予算調書の258ページをお開きください。

2款6項1目事項監査委員費でございますが、監査委員の監査活動等に要する経費として3,123万1,000円をお願いしております。主なものは、監査委員3人の報酬、職員3人の給与費、監査委員研修、全国都市監査委員会総会、定期監査委員会に伴う費用弁償、全国都市監査委員会等への負担金であります。なお、歳入はございません。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○**委員長（持原秀行）**ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○**委員長（持原秀行）**質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止いたします。

△所管事務調査

○**委員長（持原秀行）**次に、所管事務調査に入ります。

当局から報告はありませんか。

○**監査事務局長（火野坂博行）**特にございません。

○**委員長（持原秀行）**これより、所管事務全般の質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○**委員長（持原秀行）**質疑はないと認めます。

以上で、監査事務局を終わります。御苦労さまでした。

△議事調査課の審査

○**委員長（持原秀行）**次に、議事調査課の審査に入ります。

△議案第61号 平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算

○**委員長（持原秀行）**それでは、審査を一時中止してありました。議案第61号平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題といたします。

課長に補足説明を求めます。

○**議事調査課長（道場益男）**議事調査課でございます。第8回補正予算に関する説明書10ページでございます。

1款1項1目議会費で補正額の101万5,000円の増額は、国家公務員の給与に関する法律等の一部改正に伴う本市の給与に関する条例等の一部改正にあわせまして、職員給与費と議員期末手当の人件費を補正要求するものであります。

以上であります。よろしくお願います。

○**委員長（持原秀行）**ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○**委員長（持原秀行）**質疑はないと認めます。

以上で、議案第61号平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算のうち、本委員会付託分について質疑が全て終了しましたので、これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○**委員長（持原秀行）**討論はないと認めます。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○**委員長（持原秀行）**御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第70号 平成28年度薩摩川内市一般会計予算

○**委員長（持原秀行）**次に、審査を一時中止してありました。議案第70号平成28年度薩摩川内市一般会計予算を議題とします。

まず、局長に概要説明を求めます。

○事務局長（田上正洋）平成28年度当初予算におきましては、例年どおりの予算に加えまして、本会議場の音声及び映像関連の機器更新拡充のための経費や、第二委員会室及び第三委員会室の音声機器更新のための経費を計上しております。

また、前年度の当初予算にはなかった経費として、議会事務嘱託員の人件費、原発サミット負担金や全国防衛施設協議会の負担金を新たに計上しております。

概要説明は以上です。

○委員長（持原秀行）引き続き、課長に補足説明を求めます。

○議事調査課長（道場益男）それでは、平成28年度歳出予算につきまして、説明をいたします。予算調書の269ページをお開きください。

1款1項1目議会費で事項は二つございます。上の表でございます。議会活動費で、事業費は2億1,540万8,000円です。経費の主な内容は、議員26人の人件費と行政視察等の費用弁償、負担金といたしまして鹿児島県市町村議会議員公務災害補償等負担金ほか1件と、政務活動費であります。

次に、下の表ですが議会管理費で、事業費は1億4,617万4,000円です。経費の主な内容といたしまして、まず、議会事務嘱託員及び事務局職員の人件費ですが、嘱託員につきましては、本年1月1日付人事異動によりまして、職員が1名減となったことに伴いまして、総務課予算において1月18日から嘱託員1名を雇用し、議長車の運行、その他議会事務の補助をさせております。

28年度は、議会費におきまして引き続き雇用しようとするものでございます。一般職員につきましては9人の記載となっておりますが、例年12月末日の職員体制で人件費の積算が全庁的になされておりますことから、こうした記載となっておりますけれども、先ほど申しました人事異動によりまして、現在8名となっております。人件費の過不足につきましては、4月の人事異動を加味した上で補正での対応となっております。

このほか、職員の随行旅費、議会だよりや会議録等の印刷経費、会議録反訳業務委託等、それから負担金といたしまして全国市議会議長会負担金など八つの負担金を計上しております。

下から三つ目の防衛省全国情報施設協議会負担金は、新規負担金で航空自衛隊レーダーサイト等の所在する市町村の議長で構成する協議会に加入しようとするものでありますが、本市では下甌分屯基地が対象施設となります。この協議会では、基地交付金の増額に向けた要望活動等が展開されることとのごとでございます。

その下の全国原子力発電所立地議会サミット負担金23万5,000円は、隔年で実施されます原子力サミットの開催年に当たりますことから、通常原発議長会負担金12万円とは別に、負担金が発生するものでございますが、今回は本市議会の改選後の日程と重なりまして、参加自体は見送らざるを得ない状況でございます。

それから、下の表の節の内容のところをごらんいただきますと、今回、備品購入費といたしまして5,000万円を計上してございます。これは、議場、それから第二、第三委員会室の機器更新等に要する経費で、機器導入後いずれも11年以上経過し、中には修理サポートが終了したのもございまして、故障した場合の対応等が危惧されておりますことから、更新のための予算措置をお願いしているものであります。

歳出予算は以上でございます。歳入はございません。

それから、債務負担行為を説明いたしますので、予算書の9ページをお開きいただきたいと思います。

議事調査課分は、一番上の会議録反訳業務委託であります。会議録の反訳につきまして、業務の平準化を図るため24年度から毎年、債務負担行為を設定させていただいております。今回は平成28年度から29年度までの期間で、限度額を324万円といたしております。

以上で、説明を終わります。よろしく願います。

○委員長（持原秀行）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（持原秀行）質疑はないと認めます。

以上で、議案第70号平成28年度薩摩川内市一般会計のうち、本委員会付託分について質疑が全て終了しましたので、これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

[「なし」「あり」と呼ぶ者あり]

○委員長（持原秀行）ただいま討論の声がありますので、これより討論を行います。

まず、本案に反対の討論はありませんか。

○委員（井上勝博）今回の一般会計予算については、一番気になるのがやっぱり統合小中一貫校の施設整備費です。ほかの所管の中でもいろいろあるわけですが、今回は総務文教委員会の中での審査をした中で感じたことで、やはり果たして38億円というお金をかけて建設することの教育的効果、意義、このことによる五つの学校の閉校、一つの中学校の閉校という問題もあるわけで、私はこの関連の予算が含まれているので、反対いたします。

○委員長（持原秀行）次に、本案に賛成の討論はありませんか。反対の討論はありませんか。賛成もありませんね。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（持原秀行）これで討論を終わります。

採決いたします。採決は起立により行います。福元委員よろしいでしょうか、うるさいんですけどね。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに賛成する委員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○委員長（持原秀行）起立多数であります。よって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△所管事務調査

○委員長（持原秀行）次に、所管事務調査に入ります。

当局から報告はありませんか。

○議事調査課長（道場益男）特にございませぬ。

○委員長（持原秀行）これより、所管事務全般の質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（井上勝博）これは、傍聴者の方からよく聞くことなんですけど、やはり傍聴者が見る位置が高すぎて、下のほうの議員の顔の様子が見えなとか、そういう声もありまして、やっぱりこれを解決しようと思ったら確かに抜本的な問題なんですけれども、ただ、そういう声があることについては、やっぱり聞いておく必要があるし、将来的な問題としても問題意識としては考えておいた

ほうがいいんじゃないかと思っているんです。

やっぱりヨーロッパあたりと比較すると、議会がもっと開かれるべきであると。中には、本当に傍聴者が議員の人たちと混じって議論するということもあつたりするんです。そこまでは一気にいけないにしても、やはりもっと傍聴者が議会の様子について、気軽に傍聴できるそういう仕組みとか、そういうものを研究していただくことができないだろうか。

それから、車椅子の方々とか障害を持った方々がどこで傍聴するのか、傍聴ができる場所があるんだろうかというのものもあるんですけども、その辺の問題意識なんですけど、議会事務局として、何か考えていることはあればということでお伺いしたいと思います。

○議事調査課長（道場益男）傍聴席の話がまずございましたけれども、議場の構造上の問題等がございますので、そう簡単にはできない部分もございませぬ。

傍聴席のほうから議員の顔が見えないという件に対しましては、来年度、機器更新を考えておりますけれども、機器更新の中で傍聴席のほうから見えるディスプレイ、議員の皆様が今現在、見ていらっしゃるディスプレイの型を、少しちょっと大きくしようというふうに考えておりますので、まあ、幾分大きくなって見れる部分はあるのかなとは思っています。機器的な面ではそういうことは対応は考えられるところでございます。

それから、傍聴席の車椅子等の部分でございますが、車椅子で傍聴する場所、そこについて指定の席はあるんですけども、その部分についてちょっと案内がないと言われれば確かにそうかもしれないので、案内についてはちょっと今後、検討をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○委員（井上勝博）たしか佃委員でしたか、車椅子になったことがあったのは。実際に車椅子で議場に行けるかといったら、できなかったというのがありましたよ、スロープのところは曲がれなかったというのが。

だから、実際にそういうチェックも必要だし、やっぱり障害を持った方々も気軽に傍聴できますよということについては、今後、議会だよりの編集委員でもありますので、そういったところを確かめながらやっていきたいと思っておりますけれども、

当局としても、いろいろな人たちが傍聴ができるような、そういう工夫をお願いしたいと思います。

以上です。

○委員長（持原秀行）よろしいでしょうか。質疑は尽きたと認めます。

以上で、議事調査課は終わります。

△委員会報告書の取扱い

○委員長（持原秀行）以上で、日程の全てを終わりましたが、委員会報告書の取りまとめについては、委員長に一任いただくことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）御異議なしと認めます。

よって、そのように取り扱います。

ここで、協議会に切り替えます。

~~~~~

午後 3 時 5 2 分休憩

~~~~~

午後 3 時 5 5 分開議

~~~~~

---

△閉会中の委員派遣の取扱い

○委員長（持原秀行）次に、閉会中の委員派遣についてお諮りいたします。

本委員会の行政視察については、5月第3週をめぐりに行政視察を実施したいと思います。視察先との調整等が必要となりますので、委員派遣の手続は委員長に一任いただきたいと思います。

そのほか、市内の現地視察等は、現在のところ予定しておりませんが、今後必要となった場合の委員派遣の手続についても、委員長に御一任いただきたいと思います。

ついては、そのように取り扱うことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）御異議なしと認めます。

よって、そのように決定をいたしました。

---

△閉 会

○委員長（持原秀行）以上で、総務文教委員会を閉会いたします。大変御苦労さまでございました。

薩摩川内市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会総務文教委員会  
委員長 持原秀行